

特定都市河川浸水被害対策法における
雨水浸透阻害行為の許可申請ガイド

令和7年12月
久留米市

※本ガイドは久留米市が許可権者となる区域に適用します。

目 次

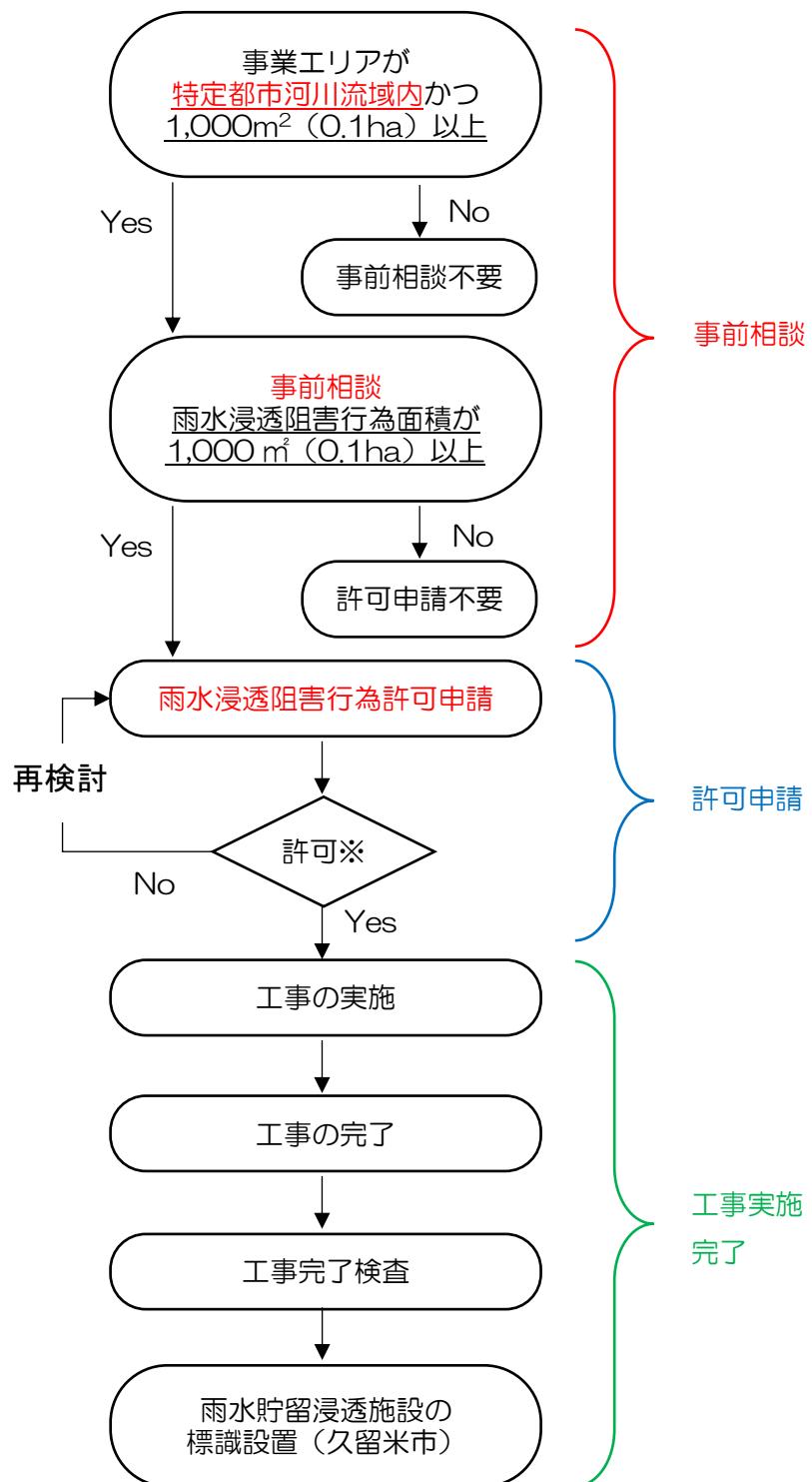
○手続きフロー図	-----	1
○事前相談について	-----	2
○許可申請について	-----	10
○工事の実施から完了について	-----	27
○工事完了後について	-----	34
○窓口について	-----	38
○様式集	-----	40

【参考資料】

○土地利用の判別方法等について	-----	58
○調整池容量計算システムの使い方	-----	63
○様式チェックシート（審査要領）	-----	83
○許可申請の例	-----	89
○Q&A	-----	92

手続きフロー図

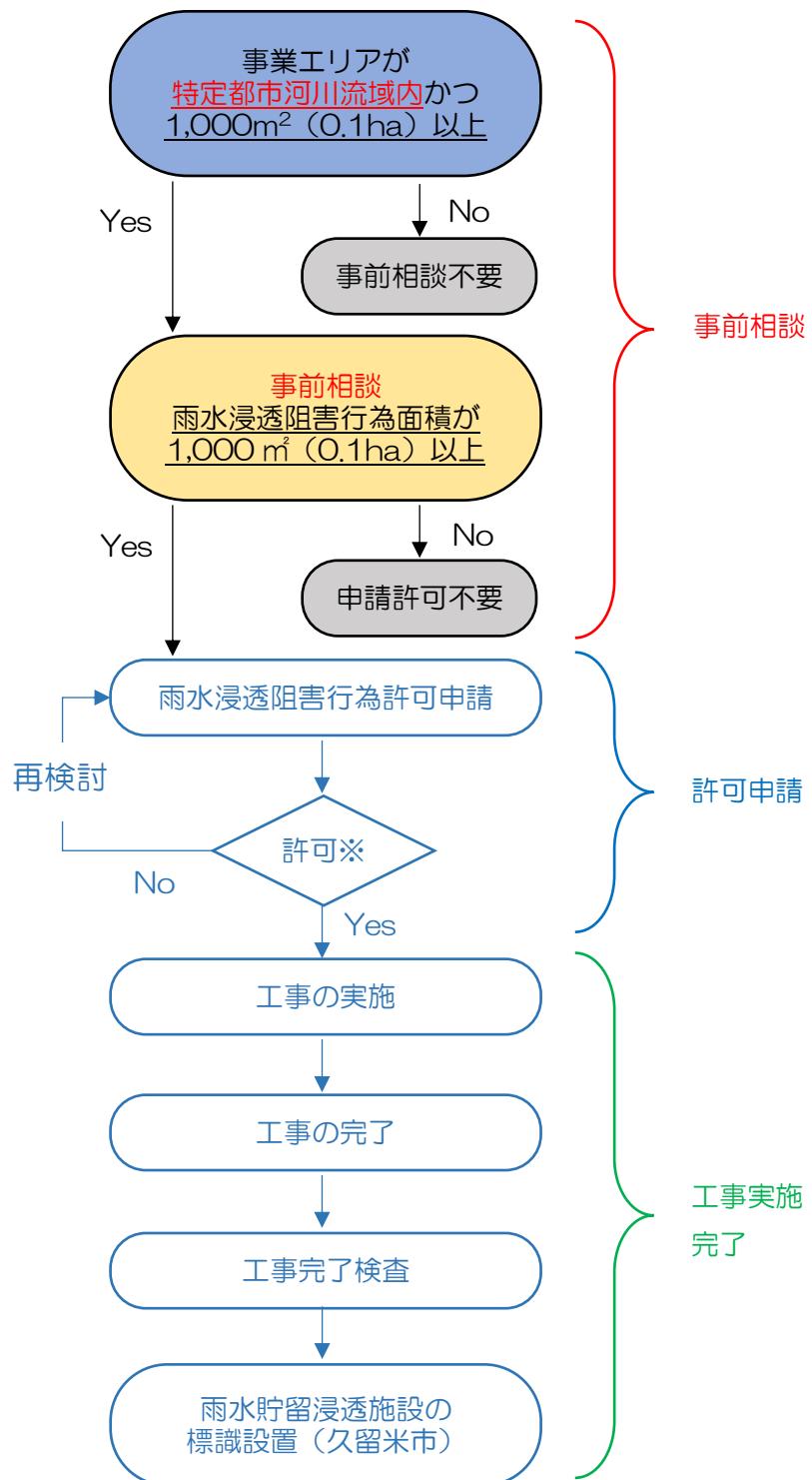
雨水浸透阻害行為に対する対策工事として雨水貯留浸透施設を設置する場合、事前相談、審査の手順を踏むことになります。



※許可是、都市計画法、盛土規制法、農地法、森林法、土砂災害防止法等と同時許可となるため、並行して各法の協議を行うことが望ましい。

事前相談について

事前相談とは、雨水浸透阻害行為の許可申請が必要な開発行為であるかを確認するために行うものです。流れについては以下のとおりです。



※許可是、都市計画法、盛土規制法、農地法、森林法、土砂災害防止法等と同時許可となるため、並行して各法の協議を行いうことが望ましい。

以下は事前相談に必要な書類です。明示すべき事項は、下記ならびに本ガイド P.83 以降のチェックシートを参照してください。

事前相談の確認手段

■ 事前相談に必要な書類

様式番号	様式頁	名称	明示概要	記載内容確認
様式-A	P49	現況土地利用区分面積集計表 (行為前)	現況の土地用区分別面積	P84
様式-B ^{*1}	P50	土地利用別面積集計表	計画の土地利用区分別面積	P84
様式-G	P53	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	P9 参照	P84

※1については、必要な場合添付してください。

図面番号	名称	明示概要	記載内容確認
図面-1	行為区域位置図 (縮尺 1/50,000 以上)	地形図に行為区域の位置を赤色で表示	P87
図面-2	行為区域区域図 (縮尺 1/2,500 以上)	行為区域の区域、都県界、市町村界、市町村区域内の町又は字の境界、土地の地番、土地の形状	P87
図面-3	現況平面図（行為前） (縮尺 1/2,500 以上)	行為区域及び周辺区域の現況がわかるように表示 地形、事業区域の境界、現況土地利用形態の区分ごとにエリアを分け、着色し、様式-A と対照するエリア No.、エリア毎の面積を明示	P87
図面-4 ^{*1}	土地利用計画図（行為後） (縮尺 1/2,500 以上)	行為後の土地利用計画を可能な限り詳細に表示 事業区域の境界、計画土地利用形態の区分毎にエリアを分け、着色し、様式-B と対照するエリア No.、エリア毎の面積を明示	P87
図面-5 ^{*2}	排水施設計画平面図 (縮尺 1/2,500 以上)	排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称	P87

※1については、必要な場合添付してください。

※2については、事前相談時に作成していれば添付してください。

資料番号	名称	明示すべき事項	記載内容確認
資料-1	現況写真 (写真撮影位置図を添付)	現況の土地利用状況がわかる写真、写真撮影位置図	P88
資料-2 ^{*3}	土地の登記事項を示す書類 (全部事項証明書の写し)		P88
資料-3 ^{*3}	公図の写し		P88

※3については、現況と過去の土地利用状況が異なる場合、添付してください

事前相談に必要な書類の作成手順

◆STEP1

○図面-1：行為区域位置図を作成する。

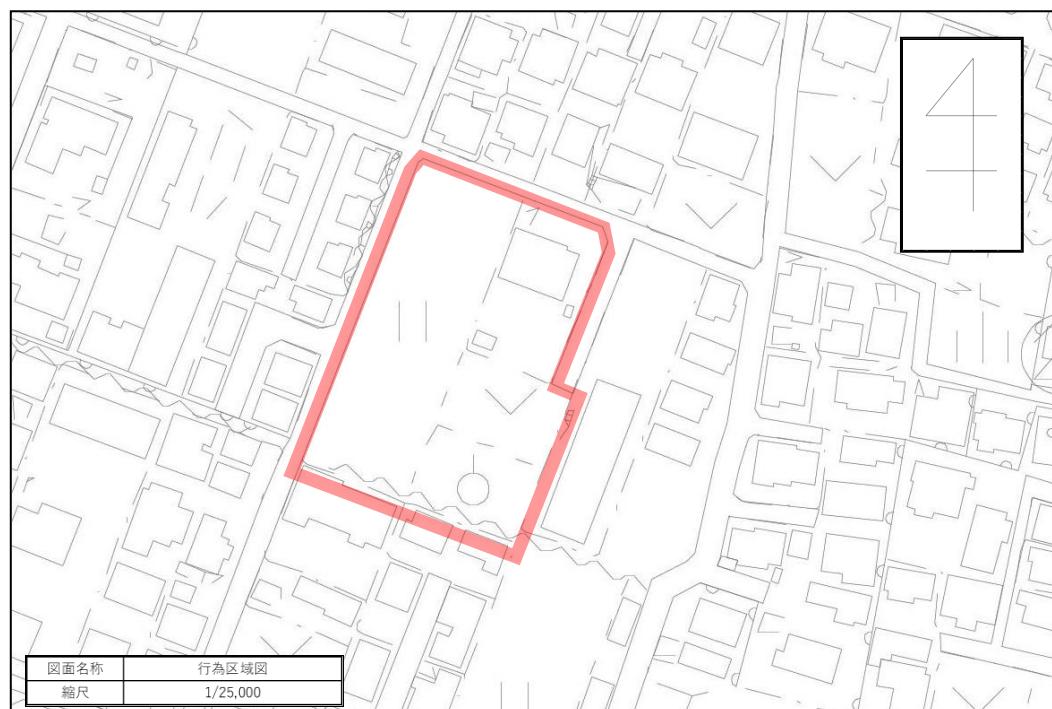
任意の地形図を加工し、縮尺 1/50,000 以上として、行為区域位置図を作成する。行為区域とは、雨水浸透阻害行為が行われる区域の範囲を指す。



◆STEP2

○図面-2：行為区域図を作成する。

任意の地形図を加工し、縮尺 1/25,000 以上として、行為区域図を作成する。

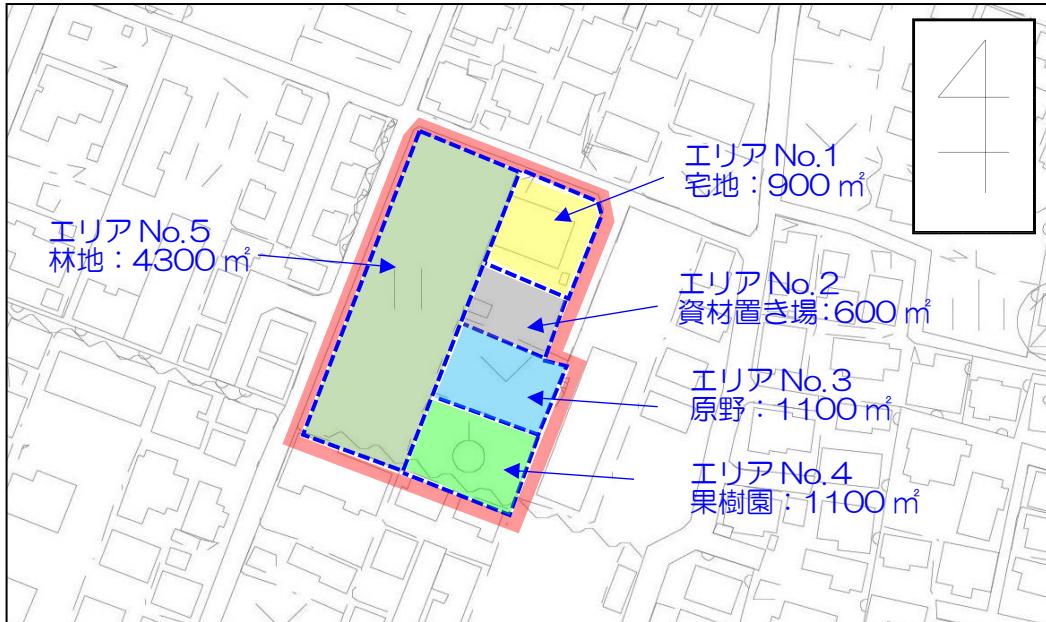


◆STEP3

○図面-3：現況平面図（行為前）を作成する。

現況の土地利用の区分と面積を各々判別し、集計します。

地形、事業区域の境界、現況土地利用形態の区分ごとにエリアを分け、着色し、エリアNo、エリア毎の面積（単位：ha）を明示する。



○様式-A：現況の土地利用を作成する。

図面-1より現況の土地利用の区分と面積を各々判別し、集計します。

現況土地利用区分面積集計表（行為前）												様式-A					
エリア No	宅地等											舗装された土地	その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地	左記以外の土地			
	宅地	池沼	水路	ため池	道路（法面を有するものに限る。）	鉄道線路（法面を有するものに限る。）			飛行場（法面を有するものに限る。）					山地	人工的に造成された土壌に覆われた法面		
						不浸透法面	植生法面	左記以外の土地	不浸透法面	植生法面	左記以外の土地						
1	900												600		1100		
2															1100		
3															4300		
4																	
5																	
小計1	900												600		6500		
小計2						900							600		6500		
合計																	

(単位：m²)

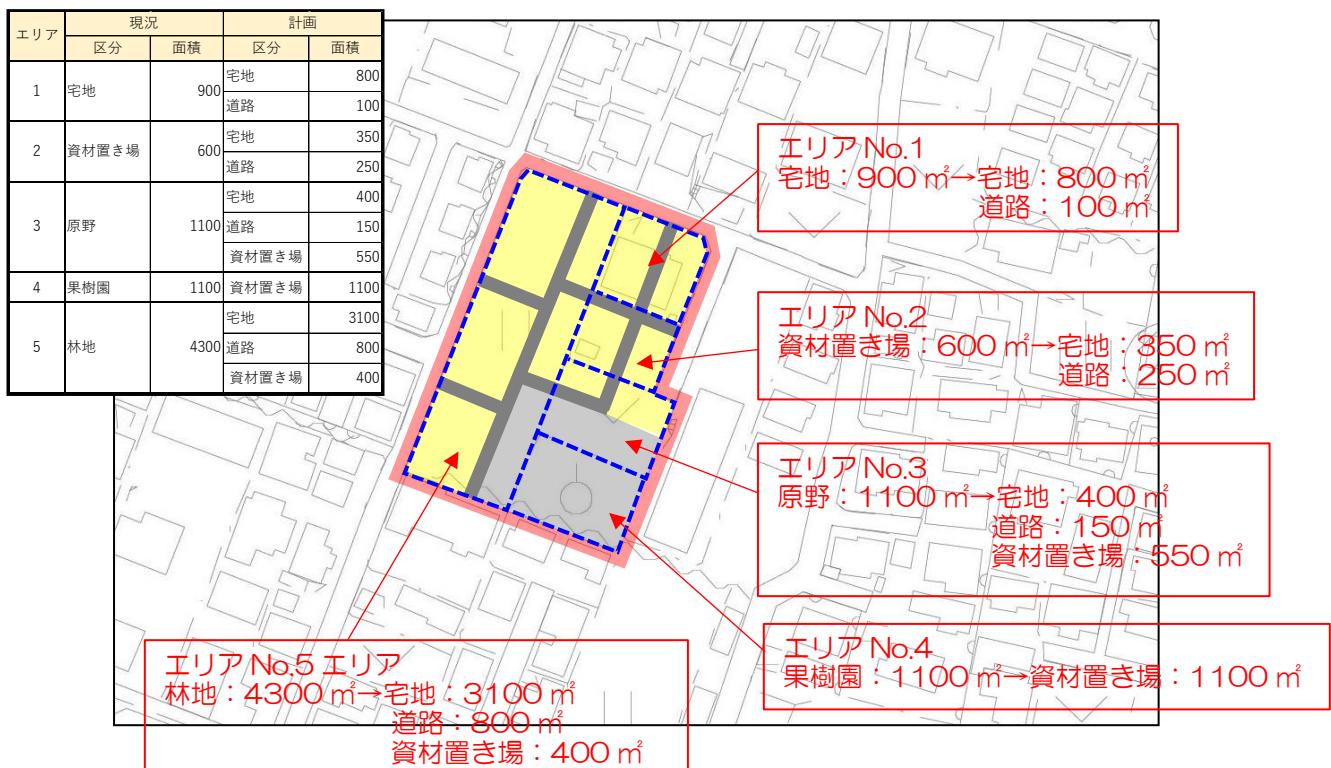
こここの合計面積が1,000m²未満の場合はSTEP4以降は省略できる

◆STEP4

○図面-4：土地利用計画図（行為後）を作成する。

計画の土地利用の区分と面積を各々判別し、集計します。

計画土地利用形態毎に着色し、現況で区分けしたエリア毎に、各計画面積（単位： m^2 ）を明示します。



◆STEP5

○様式-B：土地利用別面積集計を行う。

図面一4より、現況の土地利用状況を考慮し、計画土地利用面積を入力し、雨水浸透阻害行為面積の算定をします。

土地利用別面積集計表		エラーチェcker	OK				(様式BC)
区分	土地利用の形態の細区分		①現況土地利用面積(m2)	②計画土地利用面積(m2) 上段: 現況が1号及び2号関連 中段: 現況が3号関連 下段: 現況が1~3号関連以外	③雨水浸透阻害行為 の該当面積(m2) 1・2号関連: ②の中段+下段 3号関連: ②の下段	流出係数	
宅地等に該当する土地 第1号関連	宅地 は様式-Aより自動 入力されます	900	800 350 3500	3850	0.900	0.0900	0.4650
	池沼	0		0	1.000	0.0000	0.0000
	水路	0		0	1.000	0.0000	0.0000
	ため池	0		0	1.000	0.0000	0.0000
	道路 (法面を有しないものに限る。)	0	100 250 950	1200	0.900	0.0000	0.1300
	道路 (法面を有するものに限る。)	0		0	#DIV/0!	0.0000	0.0000
	植生法面 (流出係数=0.40)	0		0	#DIV/0!	0.0000	0.0000
	上記以外の土地 (流出係数=0.90)	0		0	#DIV/0!	0.0000	0.0000
	鉄道道路 (法面を有しないものに限る。)	0		0	0.900	0.0000	0.0000
	飛行場 (法面を有しないものに限る。)	0		0	0.900	0.0000	0.0000
宅地等以外の土地 第2号関連	飛行場 (法面を有するものに限る。)	0		0	#DIV/0!	0.0000	0.0000
	不浸透法面 (流出係数=1.00)	0		0	#DIV/0!	0.0000	0.0000
	植生法面 (流出係数=0.40)	0		0	#DIV/0!	0.0000	0.0000
	上記以外の土地 (流出係数=0.90)	0		0	#DIV/0!	0.0000	0.0000
	コンクリート等の不浸透性材料により舗装された土地 (法面を除く。)	0		0	0.950	0.0000	0.0000
	コンクリート等の不浸透性材料により覆われた法面	0		0	1.000	0.0000	0.0000
	ゴルフ場 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	0		0	0.500	0.0000	0.0000
	運動場その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	0		0	0.800	0.0000	0.0000
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	600	2050	2050	0.500	0.0600	0.2050
	合計	8000	8000	7100		0.8000	0.8000
結果		合成流出係数		上記面積が1000m ² 以上の場合、許可申請対象		0.301	0.798

上記ケースでは事業エリア 8,000 m²に対し、現況で宅地等面積（宅地 900m²）を除いた 7,100m²が雨水浸透阻害行為面積となり、1,000m² (0.1ha) を超えることから事前相談後に本申請が必要となります。

P.3 に記した「事前相談に必要な書類」を作成し、事前相談を進めて下さい。

②
上段 : 現況が1号及び2号関連
中段 : 現況が3号関連
下段 : 現況が1~3号関連以外

上段 : エリ7 No. 1 宅地 : 800 m²
中段 : エリ7 No. 2 宅地 : 350 m²
下段 : エリ7 No. 2 宅地 : 350 m²

③以降は自動入力されます。

事前相談 その他様式の記載例

雨 水 浸 透 阻 害 行 為 許 可 事 前 相 談 書

No.

担当者と事前に相
談日時を電話等で
決めてください

事前相談日時	年 月 日 () : ~ :
事業区域に含まれる地域の名称	〇〇市〇〇町 101 番地, 102 番地, 103 番地
事業区域の面積	8,000m ²
予定する事業の計画の内容	住宅造成及び分譲住宅建設
事業主又は建築主等の住所・氏名	住 所 〇〇市〇〇町 1-1-1 氏 名 〇〇〇〇住宅建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
代理人等の住所・氏名・連絡先	住 所 〇〇市〇〇町 1-1-2 氏 名 〇〇設計事務所株式会社 連絡先 XXXX (XXX) XXX 担当者名 〇〇〇〇
備考	

(注) 事前相談には、次の図書（○：提出が必須な図書、●：提出が任意な図書）を提出してください。提出する図書にはチェックをお願いします。各図書の作成要領は、裏面を参照して下さい。

	図書名	提出図書	チェック
1	行為区域位置図（図面－1）	○	
2	行為区域区域図（図面－2）	○	
3	現況平面図（行為前）（図面－3）	○	
4	現況土地利用区分面積集計表（行為前）（様式－A）	○	
5	土地利用計画図（行為後）（図面－4）	●	
6	計画土地利用区分面積集計表（様式－B）	●	
7	排水施設計画平面図（図面－5）	●	
8	行為区域の現況写真（資料－1）	○	
9	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）（資料－2）	●	
10	公図の写し（資料－3）	●	
11			
12			
13			

この事前相談は、雨水浸透阻害行為許可の申請の要否についてのみ審査するもので、他法

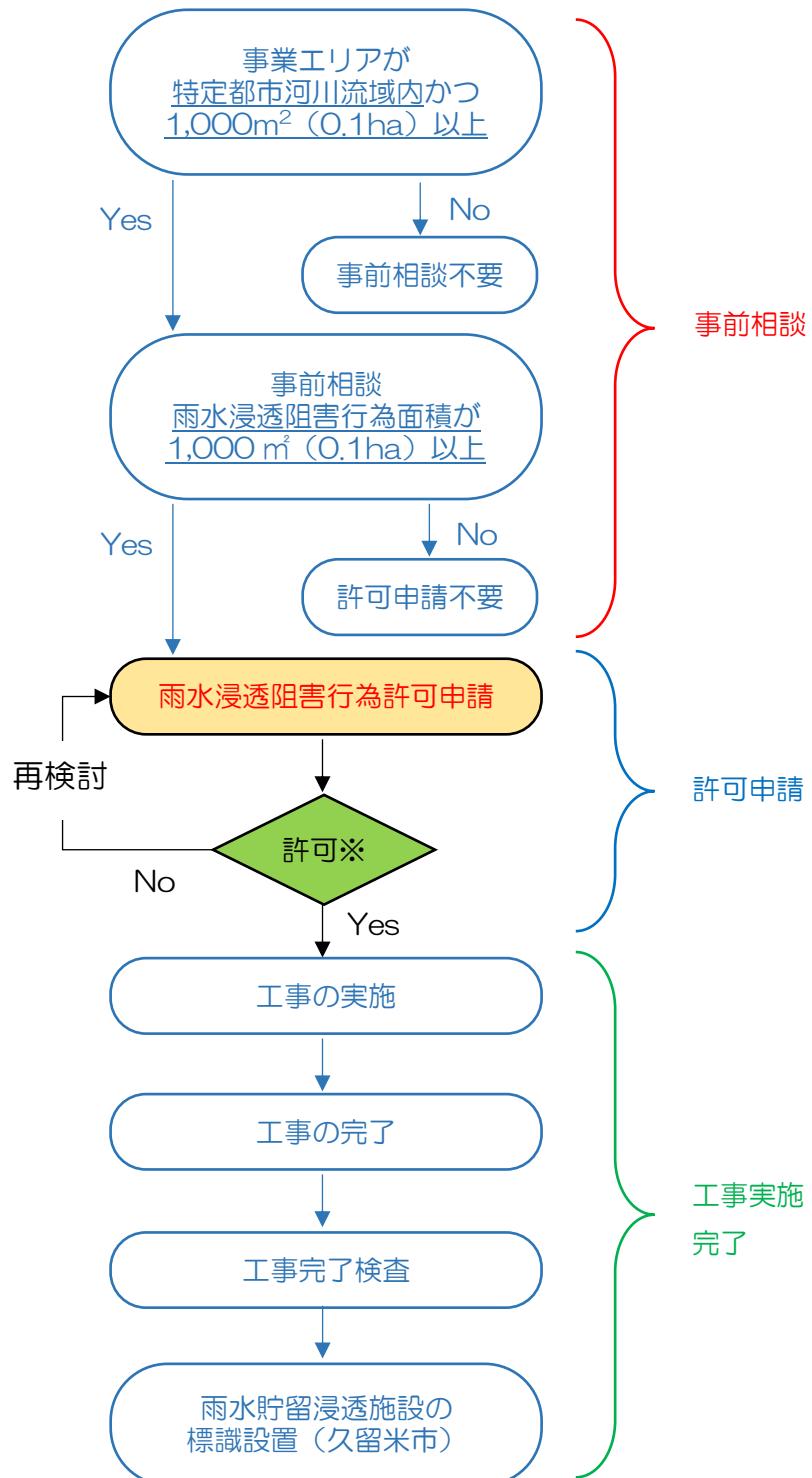
処理欄はこちらで使用します。
記入不要です。

※処理欄	事前相談担当者名 _____
雨水浸透阻害行為面積 m ²	
雨水浸透阻害行為許可申請 (要 · 不要)	
許可申請不要の理由	
備考	
結果の連絡	年 月 日 済 (□TEL □来庁)
連絡した相手名	

※印欄は記入しない

許可申請について

事前相談において雨水浸透阻害行為面積が 1,000 m² (0.1ha) 以上であることが確認された場合、許可申請の対象となります。流れについては以下のとおりです。



※許可是、都市計画法、盛土規制法、農地法、森林法、土砂災害防止法等と同時許可となるため、並行して各法の協議を行うことが望ましい。

許可申請の確認手段

■ 許可申請に必要な書類

様式番号	様式頁	名称	明示すべき事項	記載内容確認
様式－A	P49	現況土地利用区分面積集計表 (行為前)	(事前相談時作成)	P84
様式－B	P50	土地利用別面積集計表	(事前相談時作成)	P84
様式－E	P51	雨水浸透阻害行為前後の 雨水流出量の最大値		P84
様式－F	P50	政令第9条第1項に規定する 技術的基準に適合することを 証する書類		P84
様式－H	P51	貯留浸透施設の管理に関する 実施計画書		P84
様式第1号	P41	雨水浸透阻害行為に関する 工事及び対策工事の計画説明 書	工事の方針、行為区域内の 土地の現況及び土地利用計 画並びに対策工事に係る雨 水貯留浸透施設の計画	P84
別記様式第二	P46	雨水浸透阻害行為許可申請 (協議)書		P86

図面番号	名称	明示すべき事項	記載内容確認
図面－1	行為区域位置図 (縮尺 1/50,000 以上)	(事前相談時作成)	P87
図面－2	行為区域区域図 (縮尺 1/2,500 以上)	(事前相談時作成)	P87
図面－3	現況平面図(行為前) (縮尺 1/2,500 以上)	(事前相談時作成)	P87
図面－4	土地利用計画図(行為後) (縮尺 1/2,500 以上)	(事前相談時作成)	P87
図面－5	排水施設計画平面図 (縮尺 1/2,500 以上)	排水施設の位置、排水系統、吐口の位置 及び放流先の名称	P88
図面－6	対策工事に係わる雨水貯留浸透 施設の位置図 (縮尺 1/2,500 以上)	対策工事の計画位置又は計画区域及び 集水区域	P88
図面－7	対策工事に係わる雨水貯留浸透 施設の計画図 雨水貯留浸透施設の形状 (縮尺 1/2,500 以上) 雨水貯留浸透施設の構造の詳細 (縮尺 1/500 以上) (プラスチック製品の品質証明書)	平面図、縦断面図及び横断面図によりし めすこと 流入口及び放流孔の構造を含むもので あること	P88

資料番号	名称	明示すべき事項	記載内容確認
資料－1	現況写真 (写真撮影位置図を添付)	(事前相談時作成)	P88
資料－2 ^{※3}	土地の登記事項を示す書類 (全部事項証明書の写し)		P88
資料－3 ^{※3}	公図の写し		P88

※3については、現況と過去の土地利用状況が異なる場合、添付してください。

許可申請に必要な書類の作成手順

◆ STEP1

○様式-E (様式 A~F は同じデータファイル) : 行為前後の各時間 (10 分) 每流出雨
水量を算定 (様式-E 関係) (自動計算されるので入力不要)

様式-E

雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量

合理式 $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Q : 流量 (m^3/s)
 f : 流出係数 (様式-Bより)
 r : 最大降雨強度(10分間) (mm/h)
 A : 集水面積 (ha) (様式-Bより)

① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.301 \times 119.021 \times 0.8000 = 0.07961 m^3/s$$

② 行為後の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.798 \times 119.021 \times 0.8000 = 0.21106 m^3/s$$

よって,

$$0.21106 m^3/s - 0.07961 m^3/s = 0.13145 m^3/s$$

0.13145 m^3/s 分をカットする対策が必要

◆STEP2

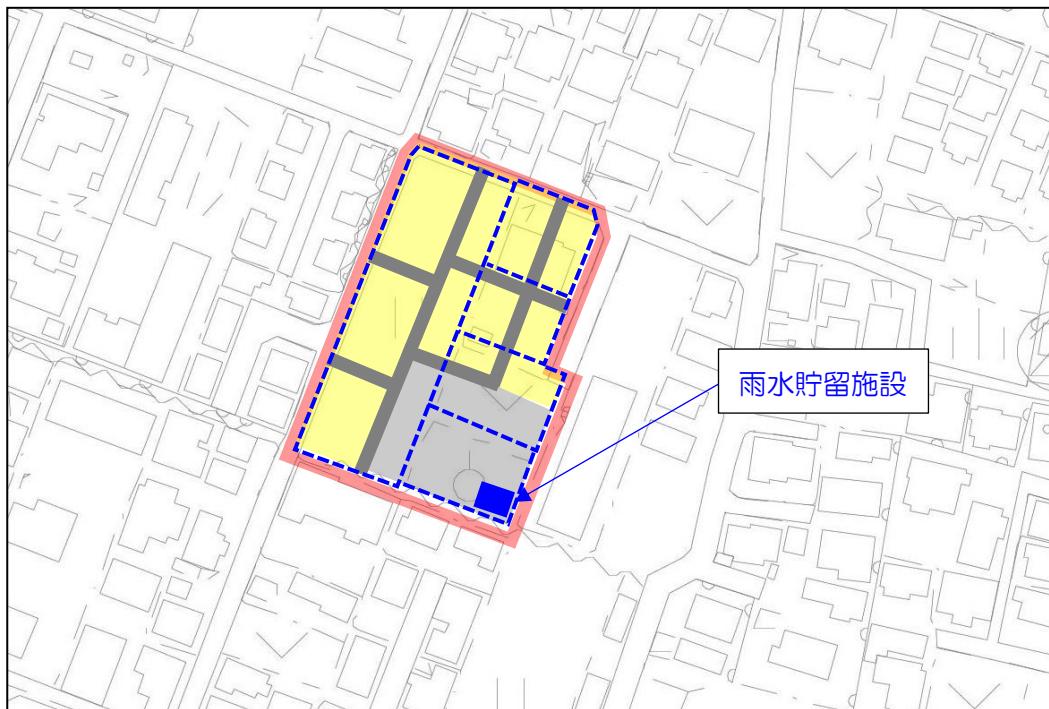
○様式-F関係：対策工事としての雨水貯留浸透施設の規模を設定する。

「調整池容量計算システム」を使用し算出可能（P63 「調整池容量計算システムの使い方」を参照）

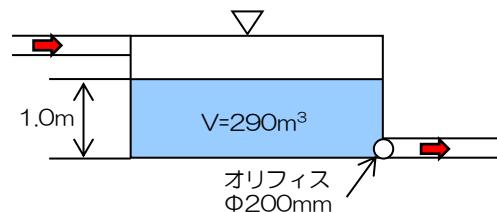
以下は雨水貯留施設（調整池）を設置する場合です。

■対策工事の計画図（イメージ）

○容量 290m³の調整池を設置する



貯留面積	290m ²
計画貯留水深	1.0m
計画貯留容量	290m ³
放流オリフィス	0.20m

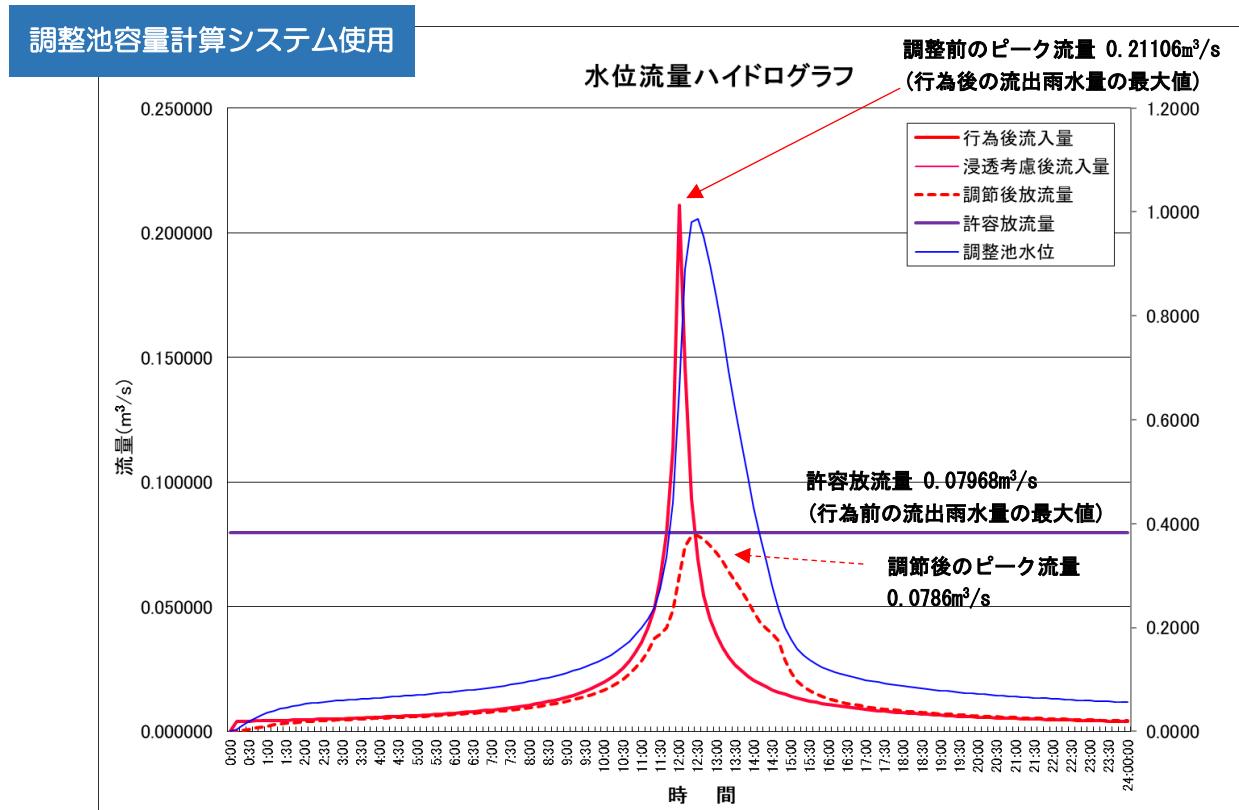


◆ STEP 3

○様式-F関係：対策工事としての雨水貯留浸透施設の規模を設定する。

以下は雨水貯留施設（調整池）を設置する場合です。

様式-E 例示では、行為前最大流出雨水量 $Q=0.07961\text{m}^3/\text{s}$ に対し、行為後は $Q=0.21106\text{m}^3/\text{s}$ となっています。よって、雨水貯留浸透施設の設置により、行為前の $Q=0.07961\text{m}^3/\text{s}$ 以下に放流量を抑えることが必要であり、それを証明する資料を作成することとなります。（調整池容量計算システムの使い方は後述する）



<調整池容量計算方法>

(基本：厳密法) 特定都市河川浸水被害対策ガイドラインより

○貯留規模の算定

調整池容量は流入量 Q_{in} と流出量 Q_{out} との差分を貯留する。

$$\frac{dV}{dt} = Q_{in}(t) - Q_{out}(t) = (Q(t) - Q_p) - Q_{out}(t)$$

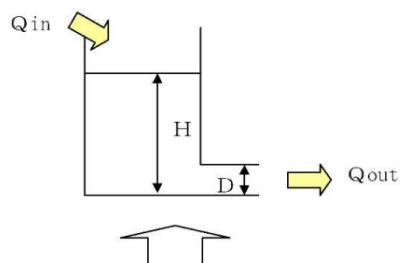
○放流量の算定（自然放流方式の場合）

$$H \leq 1.2D \quad : Q_{out} = c' \cdot a^{1/2} \cdot H(t)^{2/3}$$

$1.2D < H(t) < 1.8D$: $H=1.2D$, $H=1.8D$ の Q_{out} を直線近似

$$H(t) \geq 1.8D \quad : Q_{out} = c \cdot a \cdot \sqrt{2g(H(t) - \frac{1}{2}D)}$$

ここに, $Q_{in}(t)$: 調整池への流入量 (m^3/s), $Q_{out}(t)$: 調整池からの放流量 (m^3/s), Q_p : 行為区域からの流出雨水量 (m^3/s), V :調整池の貯留量 (m^3), C, C' : 放流口の流量係数 $c=0.6$, $c'=1.8$, a : 放流口の断面積 (m^2), $H(t)$: 調整池の水位 (m), D : 放流口の径 (m), t : 計算時刻 (s)



調整池容量計算は, Q_{out} が行為前の最大流出量 $Q=0.0268\text{ m}^3/\text{s}$ 以下になるような調整池諸元を繰り返し計算し求めたもの

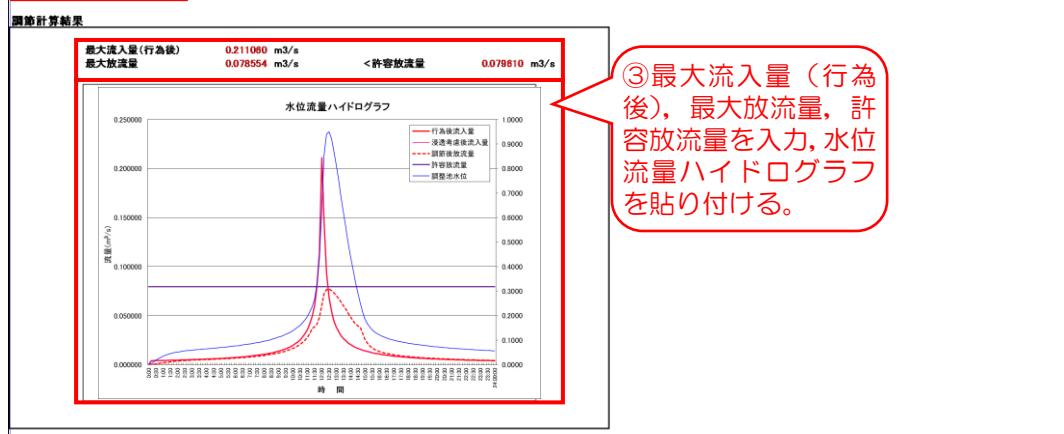
◆STEP6

○様式-F：「調整池容量計算システム（エクセル）」より出力された「許可申請図書（エクセル）」(P82～参照)から、流出抑制施設の諸元を様式-Fに入力します。次頁以降に許可申請図書の例を示します。

- ① 許可申請図書【シート：3.流出抑制施設諸元（調整池諸元）】より、調整池諸元に放流口径とH-Vのデータを入力する。
- ②許可申請図書【シート：3.流出抑制施設諸元（一定量）】より、浸透施設諸元に浸透能力、比浸透量、飽和透水係数、設置数量を入力、空隙貯留量諸元に空隙貯留量、浸透施設本体の体積、碎石部の体積、空隙率を入力する。
- ③許可申請図書【シート：3.流出抑制施設諸元（調整池諸元）】より、調節計算結果に最大流入量（行為後）、最大放流量、許容放流量を入力、水位流量ハイドログラフを貼り付ける。

①調整池放流口径データを入力する。 ②浸透能力を入力する。 ③空隙貯留量を入力する。

政令第9条第1項に規定する技術的基準		と証する書類		式-F											
流出抑制施設諸元		浸透施設諸元		空隙貯留量諸元											
調整池諸元 放流口径（2段オフィスの場合は、上・下段の両面を記載）		浸透能力 0.000000 m ³ /s		空隙貯留量 0.000 m ³											
<table border="1"> <tr><td>形状</td><td>円形</td></tr> <tr><td>放流口径</td><td>直 径 0.200</td></tr> <tr><td></td><td>高さ —</td></tr> <tr><td></td><td>幅 —</td></tr> <tr><td></td><td>管底位置（池底から） 0.000</td></tr> </table>		形状	円形	放流口径	直 径 0.200		高さ —		幅 —		管底位置（池底から） 0.000				
形状	円形														
放流口径	直 径 0.200														
	高さ —														
	幅 —														
	管底位置（池底から） 0.000														
調節池諸元 ポンプ諸元（ポンプ排水を用いた場合）															
<table border="1"> <tr><td>H</td><td>V</td></tr> <tr><td>0.000</td><td>0.00</td></tr> <tr><td>1.000</td><td>250.00</td></tr> </table>		H	V	0.000	0.00	1.000	250.00								
H	V														
0.000	0.00														
1.000	250.00														
①調整池H-Vデータを入力する。															
		②比浸透量、飽和透水係数、設置数量を入力する。													
				③浸透施設本体の体積、碎石部の体積、空隙率を入力する。											
ポンプ排水を用いる場合は、許可申請図書【シート：3.流出抑制施設諸元（調整池諸元_ポンプ排水）】より）調整池H-VデータとH-Qデータを入力する。															



許可申請図書【シート：3.流出抑制施設諸元（調整池諸元）】(P82～参照)

036

A	B	C	D	E	F	G
1						
2	3. 流出抑制施設諸元					
3	(※流出抑制施設の配置位置(平面図)、構造諸元のわかる図面を添付すること)					
4	調整池諸元					
5	放流口径(2段オリフィスの場合は、上・下段の兩諸元を記載)					
6			下段	上段(2段オリフィスの場合)		
7	放流口形状	形状	円形			
8		直徑	0.200			
9		高さ	—			
10		幅	—			
11	管底位置(池底から)		0.000			
12						
13	H	V				
14	0.000	0.00				
15	1.000	290.00				
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						

3. 流出抑制施設諸元（調整池諸元）

3. 流出抑制施設諸元（調整池諸元_ポンプ排水）

3. 流出抑制施設諸元（調整池諸元_ポンプ排水）

ポンプ排水を用いる場合は、許可申請図書【シート：3.流出抑制施設諸元（調整池諸元_ポンプ排水）】より、
様式-Fへ調整池 H-V データと H-Q データを入力する。

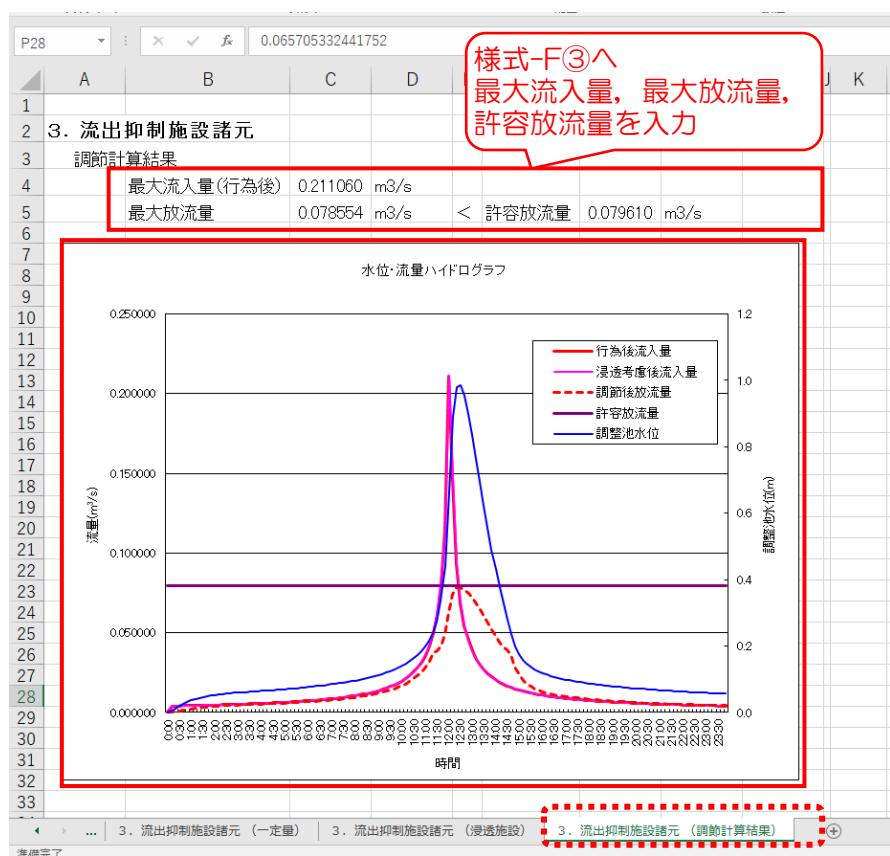
シートタブ【3.流出抑制施設諸元（調整池諸元）】

許可申請図書【シート：3.流出抑制施設諸元（一定量）】(P82～参照)

3. 流出抑制施設諸元			空隙貯留量		
反応槽諸元			空隙貯留量諸元		
反応槽容量 0.000000 m ³ /s			空隙貯留量 0.000 m ³		
【汎用マスト】			【汎用マスト】		
単位設計浸透量(m ³ /hr/個)		設置数量 (個)	影響係数		ます井 体積 (m ³)
比浸透量(m ³)		想定透水係数 (m/hr)	(1) 内容(1)	(2) 内容(2)	(3) 内容(3)
1	0.00		0.90	0.90	1.00
2	0.00		0.90	0.90	1.00
3	0.00		0.90	0.90	1.00
4	0.00		0.90	0.90	1.00
5	0.00		0.90	0.90	1.00
6	0.00		0.90	0.90	1.00
7	0.00		0.90	0.90	1.00
8	0.00		0.90	0.90	1.00
9	0.00		0.90	0.90	1.00
10	0.00		0.90	0.90	1.00
11					1
12					2
13					3
14					4
15					5
16					6
17					7
18					8
19					9
20					10
【汎用トレンチ】			【汎用トレンチ】		
単位設計浸透量(m ³ /hr/m)		設置数量 (m)	影響係数		浸透管部 体積 (m ³)
比浸透量(m ³)		想定透水係数 (m/hr)	(1) 内容(1)	(2) 内容(2)	(3) 内容(3)
1	0.00		0.90	0.90	1.00
2	0.00		0.90	0.90	1.00
3	0.00		0.90	0.90	1.00
4	0.00		0.90	0.90	1.00
5	0.00		0.90	0.90	1.00
6	0.00		0.90	0.90	1.00
7	0.00		0.90	0.90	1.00
8	0.00		0.90	0.90	1.00
9	0.00		0.90	0.90	1.00
10	0.00		0.90	0.90	1.00
11					1
12					2
13					3
14					4
15					5
16					6
17					7
18					8
19					9
20					10
【透水性地走】			【透水性地走】		
単位設計浸透量(m ³ /hr/m)		設置数量 (m)	影響係数		碎石部 体積 (m ³)
比浸透量(m ³)		想定透水係数 (m/hr)	(1) 内容(1)	(2) 内容(2)	(3) 内容(3)
1	0.00		0.90	0.90	1.00
2	0.00		0.90	0.90	1.00
3	0.00		0.90	0.90	1.00
4	0.00		0.90	0.90	1.00
5	0.00		0.90	0.90	1.00
6	0.00		0.90	0.90	1.00
7	0.00		0.90	0.90	1.00
8	0.00		0.90	0.90	1.00
9	0.00		0.90	0.90	1.00
10	0.00		0.90	0.90	1.00
11					1
12					2
13					3
14					4
15					5
16					6
17					7
18					8
19					9
20					10
【その他】			【その他】		
単位設計浸透量(m ³ /hr/個)		設置数量 (個)	影響係数		碎石部 体積 (m ³)
比浸透量(m ³)		想定透水係数 (m/hr)	(1) 内容(1)	(2) 内容(2)	(3) 内容(3)
1	0.00		0.90	0.90	1.00
2	0.00		0.90	0.90	1.00
3	0.00		0.90	0.90	1.00
4	0.00		0.90	0.90	1.00
5	0.00		0.90	0.90	1.00
6	0.00		0.90	0.90	1.00
7	0.00		0.90	0.90	1.00
8	0.00		0.90	0.90	1.00
9	0.00		0.90	0.90	1.00
10	0.00		0.90	0.90	1.00
11					1
12					2
13					3
14					4
15					5
16					6
17					7
18					8
19					9
20					10
3. 流出抑制施設諸元（一定量）			3. 流出抑制施設諸元（浸透施設）		
			3. 流出抑制施設諸元（調節池）		

シートタブ【3.流出抑制施設諸元（一定量）】

可申請図書【シート：3.流出抑制施設諸元（調節計算結果】(P82～参照)



シートタブ【3.流出抑制施設諸元（調節計算結果】

様式-F③へ
最大流入量、最大放流量、
許容放流量を入力

グラフを選択して右クリックでコピーし、
様式-F③へグラフを貼り付ける

◆STEP7

○図面-5：排水施設計画平面図を作成する。

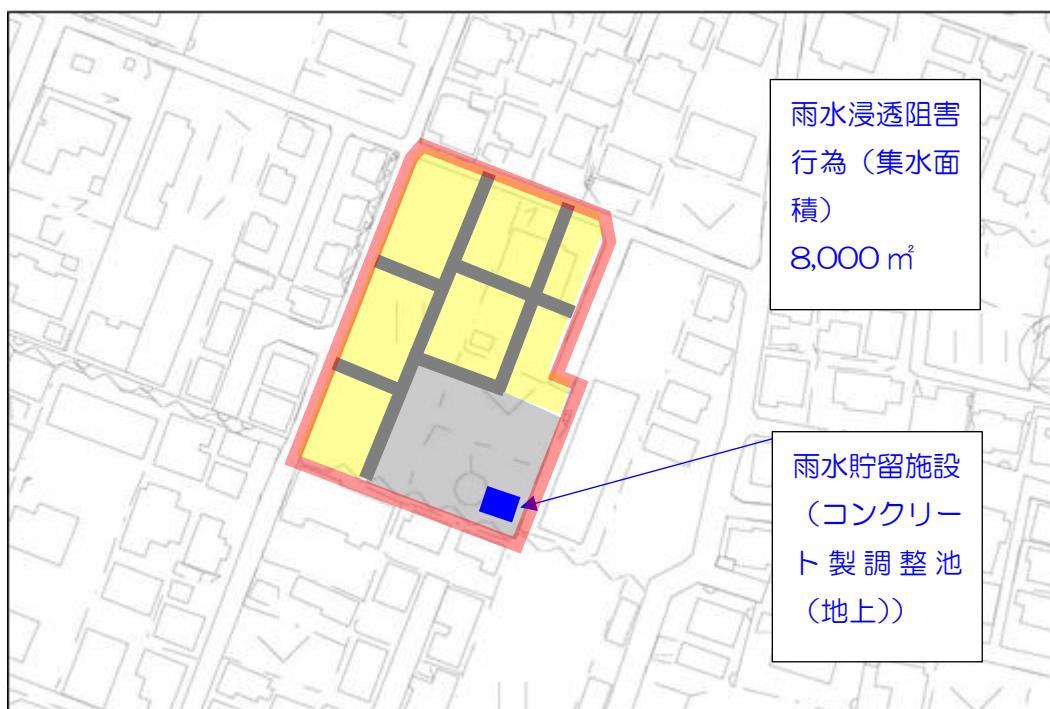
排水施設計画平面図を作成する。排水施設の位置、吐口の位置及び放流先の名称（管理者を含む）を表示する。



◆STEP8

○図面-6：対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図を作成する。

対策工事の計画位置または計画区域および雨水貯留浸透施設の形状を表示する。雨水貯留浸透施設の形状や構造の詳細（平面図、断面図および設置する施設ごとの構造図）を表示する。

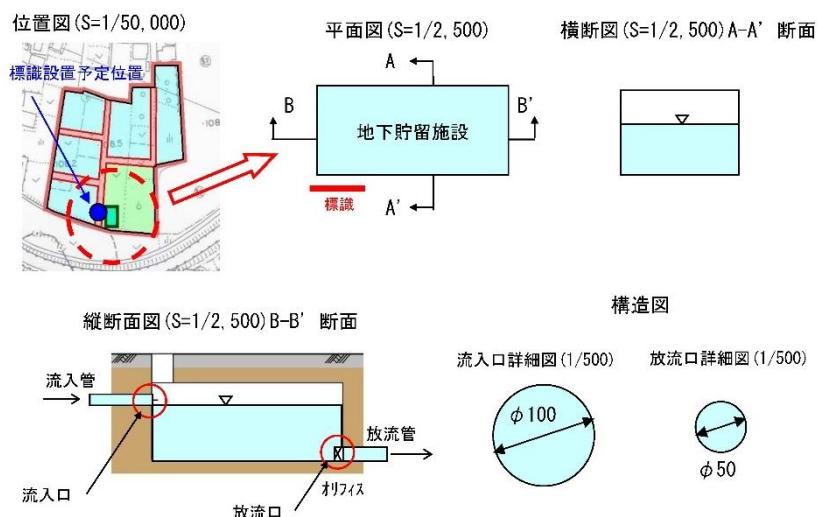


◆STEP9

○図面-7：対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図を作成する。

対策工事の計画位置または計画区域および雨水貯留浸透施設の形状を表示する。雨水貯留浸透施設の形状や構造の詳細（平面図、断面図および設置する施設ごとの構造図）を表示する。

平面図に標識の設置予定位置を明示する。



許可申請 その他様式の記載例

様式一H

貯留浸透施設の管理に関する実施計画書（例示）

特定都市河川浸水被害対策法第3条により特定都市河川流域の指定を受けた〇〇川流域において、法第30条「雨水浸透阻害行為の許可」を受けるにあたり法第32条（許可の基準）に基づく対策工事として設置した雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮・維持させるため、下記に基づき管理を実施する。

記

- 第1条 この管理実施計画書の対象とする雨水貯留浸透施設は、次に所在するものとする。
所在地 〇〇市〇〇町 101番地, 102番地, 103番地
- 第2条 この管理実施計画書を実施する責任者（実質管理者）は以下の者とする。
氏名 〇〇〇〇住宅建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
- 第3条 この管理実施計画書において雨水貯留浸透施設とは、雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために施行した雨水を一時的に貯留し、又は浸透させる施設をいい、具体的には、貯留機能又は浸透機能を発揮するための敷地、周囲堤、排水口、浸透ます、浸透トレーニング、透水性舗装等の総体をいう。
- 2 雨水貯留浸透施設の位置、範囲及び機能の概要は、別図のとおりとする。
(別図：平面図、標準横断図、構造図)
- 第4条 管理者は雨水貯留浸透施設に関し、その機能を維持する上で必要な範囲内において、別表に示す点検作業（定期点検、緊急点検、機能点検）を実施するとともに、点検作業で必要が認められた場合には清掃、修繕工事等を行うものとする。
- 2 また、維持管理作業の内容は施設台帳や維持管理記録を作成し保管するとともに、その後の維持管理に役立てるものとする。
- 第5条 雨水貯留浸透施設の管理者を変更する場合や管理者を複数に分割する場合は、新たな管理者が当該施設の維持管理を引き継ぐこととする。引き継ぐ際には、許可申請書1式及び許可書の写しを引き継ぐものとする。
- 第6条 雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある以下の行為を行う場合には法第39条に基づいてあらかじめ市長の許可を得るものとする。
- ・雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋め立て
 - ・雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
 - ・雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去
 - ・そのほか雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為
- 第7条 宅地又は、建物の売買にあたっては、宅地建物取引業法に基づく手続きの際に、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為（法第39条）を行う場合は許可が必要であること、および標識の移転等の行為（法第38条第5項）を行う場合は設置者の承諾が必要であることを重要事項説明（宅地建物取引業法第35条）に明記するものとする。
- 第8条 対策工事に設置する雨水貯留浸透施設の存在と維持管理者を表示した標識の保全に努めるものとする。

別表

分類	作業内容	頻度
点検作業	定期点検 ・破損、陥没、変形、蓋のずれ等の状況確認 ・ゴミ、土砂、枯れ葉等の堆積状況確認 ・樹根の進入状態の確認	年1回以上
	緊急点検 ・点検の内容は定期点検と同様	地震時
	機能点検 ・機能の評価（簡易浸透試験）	定期点検の結果より必要に応じて代表施設で実施
清掃・修繕工事等	清掃・土砂搬出等 ・清掃、樹根の除去 ・土砂搬出等の通常の清掃作業	点検作業で必要が認められた場合に実施
	修繕・補修工事等 ・破損、陥没箇所及び劣化損耗箇所の補修・修繕・改良工事	
	機能回復作業 ・透水シートの交換洗浄・碎石の人力による洗浄又は高压洗浄	

様式第1号 (第2条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書										
設 計 者 (法人の場合は、 主たる事務所の 所在地、名称及 び代表者の氏 名)	郵便番号 XXX-XXXX 電話番号 XXXX-XXX-XXX ○○市○○町 1-1-1									
雨水浸透阻害行為の 区域に含まれる地域 の名称	○○市○○町 101 番地, 102 番地, 103 番地									
雨水浸透阻害行為に 関する工事及び対策 工事の計画の方針	林地や畑を埋め立て、住宅を建設します。 行為前後において、流出雨水量の増加が無いよう対策を行います。									
様式-Dと同じ 数値を記入 雨水貯留浸透施 設の集水区域が行為 区域の範囲を超える ときは、当該超える区 域を含む。)内の土地 の現況	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛 行 場 (法面無)	飛 行 場 (法面有)
	(m ²) 700	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
様式-Dと同じ 数値を記入 雨水貯留浸透施 設の集水区域が行為 区域の範囲を超える ときは、当該超える区 域を含む。)内の土地 の現況	舗装され た土地 (法面を 除く。) の現況	舗装され た土地 (法面に 限る。)	ゴルフ 場	運動場	締め固め られた土 地	山 地	植生に 覆われ た法面	林地・耕 地・原野 その 他	合 計	
	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
様式-Dと同じ 数値を記入 雨水貯留浸透施 設の集水区域が行為 区域の範囲を超える ときは、当該超える区 域を含む。)内の土地 利用計画	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛 行 場 (法面無)	飛 行 場 (法面有)
	(m ²) 5,200	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²) 850	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
様式-Eと同じ 数値を記入 雨水貯留浸透施設の計画	舗装され た土地 (法面を 除く。) の現況	舗装され た土地 (法面に 限る。)	ゴルフ 場	運動場	締め固め られた土 地	山 地	植生に 覆われ た法面	林地・耕 地・原野 その 他	合 計	
	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
様式-Fと同じ 数値を記入 の 他										

注 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者(帰属先)等を記載すること。

別記様式第2（第16条関係）

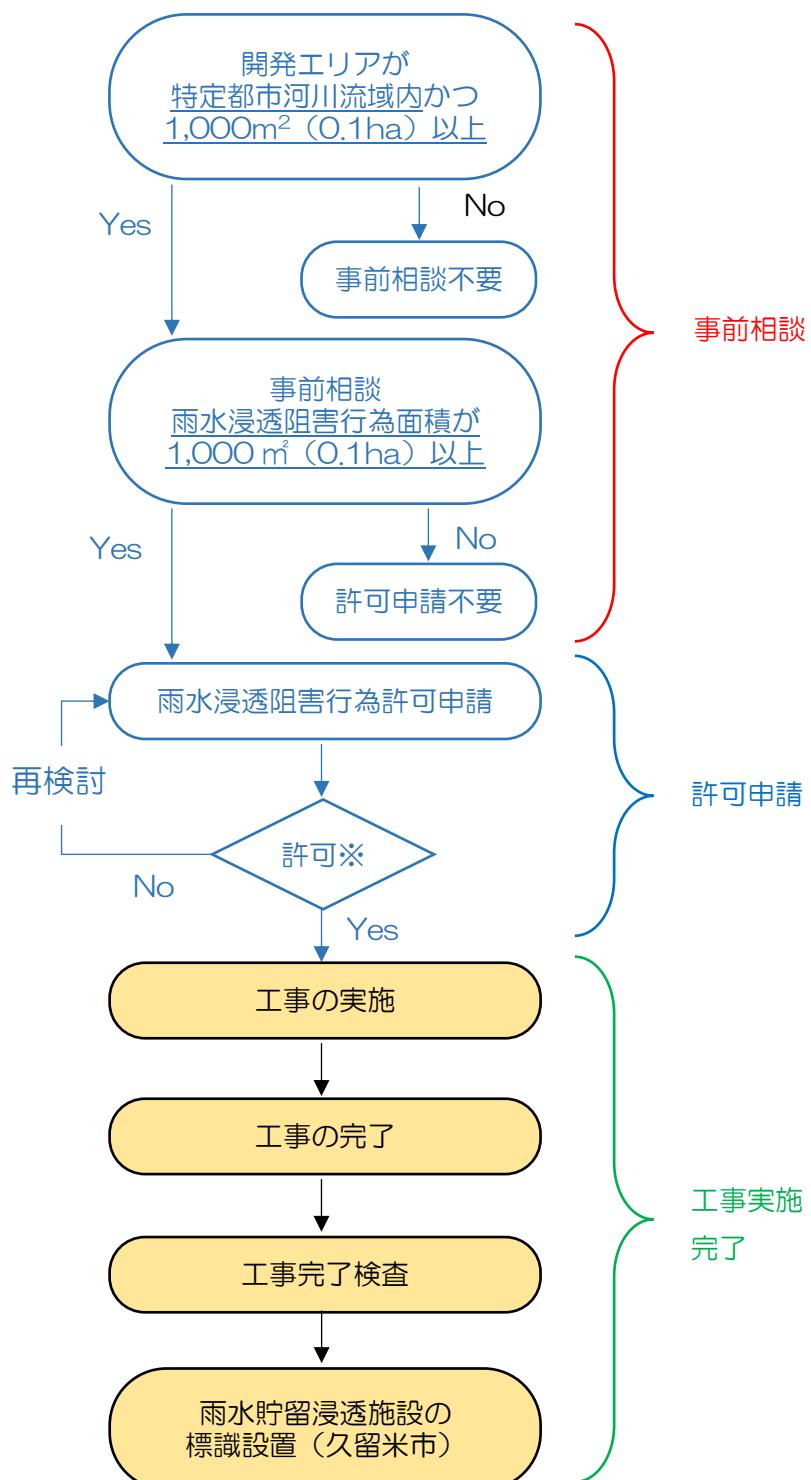
許可申請 雨水浸透阻害行為 協議書		※ 手数料欄	
第30条 特定都市河川浸水被害対策法 第35条 行為について 許可を申請 協議します。 ○○○○年○○月○○日 久留米市長 殿			
住所 ○○市○○町1-1-1 氏名 ○○○○住宅建設株式会社 代表取締役 ○○○○		3箇所とも該当するもの を○で囲んでください。	
雨水 浸透 阻害 行為 等の 概要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	○○市○○町101番地, 102番地, 103番地	事業区域に含まれるすべての番地を記入してください。
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	8,000 (m ²)	事業区域ではなく、阻害行為区域の面積を記入してください。
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	分譲住宅（15住宅）の宅地造成 (計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による)	事業（雨水浸透阻害行為）の着手、完了年月日を記入してください。
	4 対策工事の計画の概要	貯留施設（調整池） (計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による)	雨水貯留浸透施設工事の着手、完了年月日を記入してください。
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	○○○○ ○○ ○○ 年 月 日	
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	○○○○ ○○ ○○ 年 月 日	
	7 対策工事の着手予定日	○○○○ ○○ ○○ 年 月 日	
	8 対策工事の完了予定日	○○○○ ○○ ○○ 年 月 日	
	9 その他必要な事項	○○市宅地開発事業に関する条例（開発行為）協議中	記入しないでください。
	※受付番号	年 月 日 第 号	
※許可に付した条件			
※許可番号	年 月 日 第 号		

備考

- 「許可申請」、「第30条」、「許可を申請 第35条」協議については、該当するものを○で囲むこと。
- 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- ※印のある欄は記載しないこと。
- 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
- 「その他の必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

工事の実施から完了について

工事実施から工事完了までの流れは以下のとおりです。



※許可是、都市計画法、盛土規制法、農地法、森林法、土砂災害防止法等
と同時許可となるため、並行して各法の協議を行うことが望ましい。

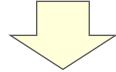
○許可

雨水浸透阻害行為許可申請を行い、問題がない場合は、「雨水浸透阻害行為許可通知書」により通知をおこないます。(様式集 P55 に参考様式を掲載)

○工事の実施

■ 工事着手に必要な書類

様式名	様式頁	名称	記載内容確認
様式第4号	P44	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	P85



○雨水浸透阻害行為変更許可について

行為区域の位置、区域および規模について、申請内容を変更する場合は、雨水浸透阻害行為変更許可申請書を作成して、許可を受ける必要があります。

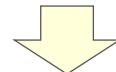
ただし、軽微な変更（工事の着手予定日又は完了予定日の変更）を行う場合は、許可を受ける必要がなく、雨水浸透阻害行為変更届出書の提出でよい。

■ 申請内容の変更に必要な書類

様式名	様式頁	名称	記載内容確認
様式第2号	P42	雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書	P85
様式第3号	P43	雨水浸透阻害行為変更届出書	P85

○変更の許可

「雨水浸透阻害行為変更許可通知書」により通知をおこないます。(様式集 P56 に参考様式を掲載)

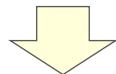


○工事完了届出書を提出

工事完了後、雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書を提出してください。

■ 工事完了に必要な書類

様式名	様式頁	名称	記載内容確認
別記様式第三	P47	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	P86



○工事完了検査を実施

工事完了検査合格後、検査済証が発行されます。

■ 工事完了検査後に発行される検査済証

様式名	様式頁	名称
様式第5号	P45	雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証



○雨水貯留浸透施設の標識を設置

標識の設置は久留米市が行います。

なお、設置の際に、完成した構造物等に影響を与える場合も想定されるため、標識の設置位置、時期等については協議させてください。

工事実施～変更～完了 様式の記載例

第4号様式（第5条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

〇〇〇〇 年〇〇月〇〇日

久留米市長 宛て

届出者 住 所 〇〇市〇〇町 1-1-1
 氏 名 〇〇〇〇住宅建設株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇
 法人にあっては、主たる事務所の
 [所在地、名称及び代表者の氏名]
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号〇〇〇〇 年〇〇月〇〇日 第〇〇〇号）について、次のとおり着手しましたので、久留米市特定都市河川浸水被害対策法施行細則第5条の規定により届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日	〇〇〇〇 年〇〇月〇〇日
対策工事の着手（予定）年月日	〇〇〇〇 年〇〇月〇〇日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	〇〇市〇〇町 101 番地, 102 番地, 103 番地
工事施工者 (法人にあ っては、主 たる事務所 の所在地、 名称及び代 表者の氏 名)	<p>住 所 〇〇市〇〇町 1-1-2</p> <p>氏 名 代表取締役 〇〇〇〇</p> <p>連絡場所 〇〇設計事務所株式会社 (電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)</p> <p>現場管理者の 氏 名 〇〇 〇〇〇</p>

様式第2号（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

○○○○年○○月○○日

久留米市長 宛て

申請者（協議者） 住 所 ○○市○○町 1-1-1
 氏 名 ○○○○住宅建設株式会社
 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
 電話番号 ○○○-○○○-○○○○

特定都市河川浸水被害対策法 第37条第1項
 第37条第4項において準用する同法第35条の規定により、雨水
 浸透阻害行為 の許可を受けた事項の変更について 許可を申請します。
 浸透阻害行為について協議が成立した

変更に係る事項	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	○○市○○町 101 番地, 102 番地, 103 番地
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	8,000 (m ²)
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	分譲住宅（15住宅）の宅地造成 （計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による）
	4 対策工事の計画の概要	貯留施設（調整池） （計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による）
変 更 の 理 由		行為後の流出係数やその面積、平面図の大幅な変更
雨 水 浸 透 阻 害 行 為 の 許 可 番 号		○○○○年○○月○○日 第○○○号
工伴事いの変計画する變事に項	1 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	○○○○年○○月○○日
	2 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	○○○○年○○月○○日
	3 対策工事の着手予定年月日	○○○○年○○月○○日
	4 対策工事の完了予定年月日	○○○○年○○月○○日
そ の 他 必 要 な 事 項		○○市宅地開発事業に関する条例（開発行為）協議中
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号
※ 変更の許可に付した条件		
※ 変更の許可番号		年 月 日 第 号

- 注 1 変更に係る事項の欄及び工事の計画の変更に伴い変更する事項の欄は、変更しようとする事項について、変更後のものを記載すること。
 2 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
 3 ※印のある欄は、記載しないこと。

様式第3号（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更届出書

○○○○年○○月○○日

久留米市長 宛て

届出者 住 所 ○○市○○町 1-1-1
 ○○○○住宅建設株式会社
 氏 名 代表取締役 ○○○○
 [法人にあっては、主たる事務所の]
 [所在地、名称及び代表者の氏名]
 電話番号 ○○○-○○○-○○○○

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可の許可番号	○○○○年○○月○○日 第○○○○号		
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	○○市○○町 101 番地, 102 番地, 103 番地		
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更後	○○○○年○○月○○日
		変更前	○○○○年○○月○○日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変更後	○○○○年○○月○○日
		変更前	○○○○年○○月○○日
	対策工事の着手予定年月日	変更後	○○○○年○○月○○日
		変更前	○○○○年○○月○○日
	対策工事の完了予定年月日	変更後	○○○○年○○月○○日
変更の理由	行為後の流出係数やその面積、平面図の大幅な変更		
その他必要な事項	○○市宅地開発事業に関する条例（開発行為） 協議中		

別記様式第三（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

○○○○年 ○○月 ○○日

久留米市長 宛て

届出者 住 所 ○○市○○町 1-1-1

氏 名 ○○○○住宅建設株式会社
代表取締役 ○○○○

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号○○○○年 ○○月 ○○日 第 ○○○○号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- | | |
|-------------------------------------|----------------------------|
| 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 | ○○○○年 ○○月 ○○日 |
| 2 対策工事の完了年月日 | ○○○○年 ○○月 ○○日 |
| 3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称 | ○○市○○町 101番地, 102番地, 103番地 |

※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	年 月 日 第 号

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

様式第5号（第9条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

様

久留米市長

印

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日 検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許可番号	年月日	第号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
許可を受けた者（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所	
	氏名	

様式第6号（第10条関係）

90センチメートル	
雨水貯留浸透施設 久留米市	
施設の名称	70 センチメートル
検査済証番号	
施設の容量又は規模及び構造の概要	
久留米市長の許可を要する行為	
施設の管理者及び連絡先	
標識の設置者及び連絡先	
<input type="radio"/> この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。	
注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難い場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。	

工事完了後について

○雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為

対策工事により設置された雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為を行う場合は、許可を受ける必要があります。

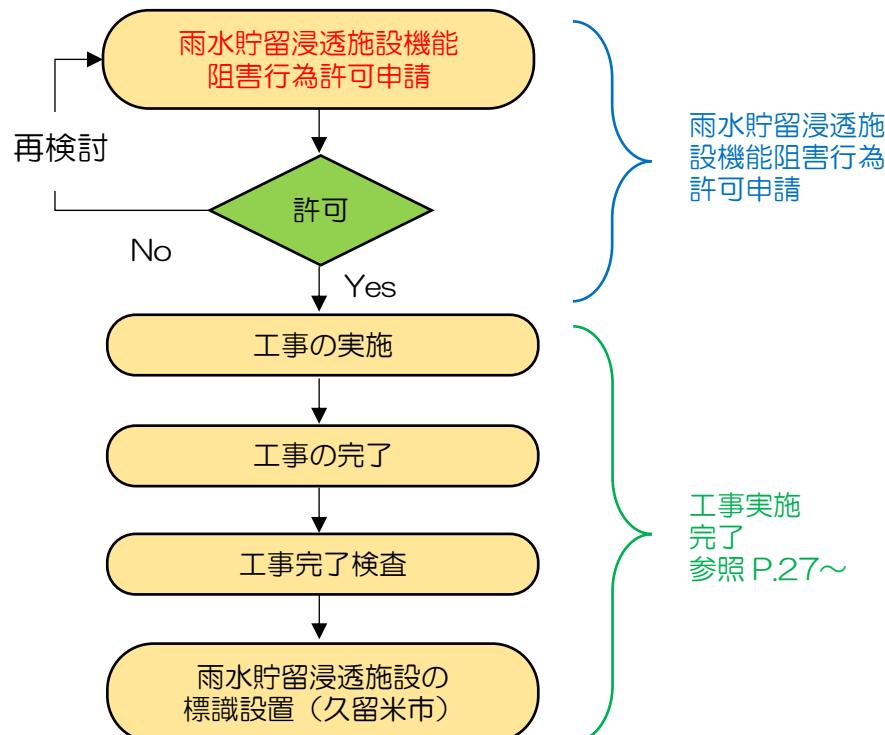
対策工事により設置された雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為、または、適用除外となる行為は、下記に示す行為のことを言います。

【雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為】
(法第39条・政令第13条)

- ① 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為
 - ・塵芥又は土砂の投棄、建設資材等を置くこと
- ② 雨水貯留浸透施設を損傷する行為
 - ・調整池等の堤防の掘削、浸透機能を発揮する部分の閉塞
- ③ 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為
 - ・流入口又は流出口の閉塞又は径の変更

【適用除外となる行為】
(法第39条・政令第12条)

- ① 通常の管理行為
管理設備及びスクリーン等の設置等雨水貯留浸透施設の維持管理のために行う行為
- ② 軽易な行為
仮設の建築物の建築その他の雨水貯留浸透施設又はその敷地である土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該雨水貯留浸透施設の機能が当該行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る。）
- ③ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
水防活動並びに災害復旧における一時的な流入口又は流出口の閉塞その他の河川等に係る施設及び設備の応急復旧



■ 雨水貯留浸透施設機能阻害行為の際に必要な書類

様式名	様式頁	名称	備考	記載内容確認
様式一E	P51	雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値	許可申請で提出したものの写し P.12 参照	
様式一F	P52	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類	保全施設について作成 P.13~18 参照	P82
様式一H	P54	貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	保全施設について作成 P.22 参照	P82
別記様式第六	P48	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請書。	新規作成します	P86

図面番号	名称	明示概要	備考	記載内容確認
図面一6	雨水貯留浸透施設の位置図 (縮尺 1/2,500 以上)		許可申請で提出したものの写し P.19 参照	
図面一7	雨水貯留浸透施設の現況図 雨水貯留浸透施設の形状 (縮尺 1/2,500 以上) 雨水貯留浸透施設の構造の詳細 (縮尺 1/500 以上)	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと 流入口及び放流口の構造を含むものであること	許可申請で提出したものの写し P.20 参照	
図面一8	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の計画図 当該行為により設置される施設の形状 (縮尺 1/2,500 以上) 当該行為により設置される施設の構造の詳細 (縮尺 1/500 以上)	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと	新規作成します	P88
図面一9	保全工事の計画図 保全工事に係る施設の形状 (縮尺 1/2,500 以上) 保全工事に係る施設の構造の詳細 (縮尺 1/500 以上)	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと 流入口及び放流口の構造を含むものであること	新規作成します	P88

資料番号	名称	明示概要	記載内容確認
資料一4	既設の対策施設の状況がわかる写真 (写真撮影位置図を添付)	既設対策施設の状況がわかる写真、写真撮影位置図	P88

○許可

雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請を行い、問題がない場合は、「雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可通知書」により通知をおこないます。(様式集 P57 に参考様式を掲載)

工事完了後 様式の記載例

別記様式第六（第二十九条関係）

許可申請
雨水貯留浸透施設機能阻害行為
協議書

	第39条第1項	※ 手数料欄
<p>特定都市河川浸水被害対策法 第39条第4項において準用する同法第35条の規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について許可を申請します。</p> <p>○○○○年○○月○○日 久留米市長 殿 住所 ○○市○○町1-1-1 氏名 代表取締役 ○○○○ ○○○○住宅建設株式会社</p>		
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要	1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号	○○○○
	2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類	調整池の移設
	3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称	○○市○○町 101番地, 102番地, 103番地
	4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施工方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施工方法を含む。）の概要	新規貯留施設（調整池）の設置
	5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項	対策施設の流出量が、行為前の流出量以下になることを確認
	6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日	○○○○年○○月○○日
	7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日	○○○○年○○月○○日
	8 保全工事の着手予定日	○○○○年○○月○○日
	9 保全工事の完了予定日	○○○○年○○月○○日
	10 その他必要な事項	○○市宅地開発事業に関する条例（開発行為）協議中
※受付番号		年月日第号
※許可に付した条件		
※許可番号		年月日第号

- 備考 1 「許可申請」「第39条第1項」「許可を申請
協議」、第39条第4項において準用する同法第35条、「許可を申請
協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施工方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施工方法を含む。）については、概要の記述の末尾に「（設計又は施工方法の詳細は、別葉の計画図による。）と記載し、計画図を別葉とすること。
- 5 「その他の必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

窓口について

1 窓口及び書類提出先

許可担当部署は、以下のとおりです。

管轄	担当部署	所在地	連絡先
久留米市内	久留米市都市建設部 河川課	〒830-8520 久留米市城南町 15-3	094-230-9075

○参考 福岡県内の行為における窓口及び書類提出先

管轄	担当部署	所在地	連絡先
福岡県内 (北九州市、福岡市、 久留米市を除く地域)	福岡県国土整備部 河川整備課	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 (県庁6階)	092-643-3691

様式集

様式第1号（第2条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書												
設 計 者 (法人の場合は、 主たる事務所の 所在地、名称及び 代表者の氏名)	郵便番号 住所	電話番号										
雨水浸透阻害行為の 区域に含まれる地域 の名称												
雨水浸透阻害行為に に関する工事及び対策 工事の計画の方針												
行為区域(対策工事に 係る雨水貯留浸透施 設の集水区域が行為 区域の範囲を超える ときは、当該超える区 域を含む。)内の土地 の現況	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛 行 場 (法面無)	飛 行 場 (法面有)		
	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)		
	舗装され た土地 (法面を 除く。)	舗装され た土地 (法面に 限る。)	ゴルフ 場	運動場	締め固め られた土 地	山 地	植生に 覆われ た法面	林地・耕 地・原野 その他	合 計			
行為区域(対策工事に 係る雨水貯留浸透施 設の集水区域が行為 区域の範囲を超える ときは、当該超える区 域を含む。)内の土地 利用図面	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛 行 場 (法面無)	飛 行 場 (法面有)		
	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)		
	舗装され た土地 (法面を 除く。)	舗装され た土地 (法面に 限る。)	ゴルフ 場	運動場	締め固め られた土 地	山 地	植生に 覆われ た法面	林地・耕 地・原野 その他	合計			
										(m ²)		
対策工事に係る雨水 貯留浸透施設の計画	行 为 前 の 流 出 係 数					行 为 后 の 流 出 係 数						
	行 为 前 の 流 出 雨 水 量					(m ³ /秒)	行 为 后 の 流 出 雨 水 量					(m ³ /秒)
	雨水貯留浸透施設の計画					名 称	容量又は規模及び構造			管理者(帰属先)		
そ の 他												

注 他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者(帰属先)等を記載すること。

様式第2号（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

年　月　日

久留米市長 宛て

申請者（協議者） 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法 第37条第1項
 第37条第4項において準用する同法第35条 の規定により、雨水
 浸透阻害行為 の許可を受けた 事項の変更について 許可を申請します。
 について協議が成立した 協議します。

変更に係る事項	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	(m ²)
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
変更の理由		
雨水浸透阻害行為の許可番号		年　月　日　第　号
工伴事いの変計画する変事に項	1 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年　月　日
	2 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年　月　日
	3 対策工事の着手予定年月日	年　月　日
	4 対策工事の完了予定年月日	年　月　日
その他必要な事項		
※受付番号	年　月　日　第　号	
※変更の許可に付した条件		
※変更の許可番号	年　月　日　第　号	

- 注 1 変更に係る事項の欄及び工事の計画の変更に伴い変更する事項の欄は、変更しようとする事項について、変更後のものを記載すること。
- 2 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 3 ※印のある欄は、記載しないこと。

様式第3号（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更届出書

年　月　日

久留米市長 宛て

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可の 許 可 番 号	年 月 日 第 号		
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
対策工事の完了予定年月日	変更後	年 月 日	
	変更前	年 月 日	
変 更 の 理 由			
そ の 他 必 要 な 事 項			

第4号様式（第5条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年　月　日

久留米市長 宛て

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の〕
所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）について、次のとおり着手しましたので、久留米市特定都市河川浸水被害対策法施行細則第5条の規定により届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日	年　月　日	
対策工事の着手（予定）年月日	年　月　日	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
工事施工者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住 所	
	氏 名	
	連絡場所	(電話番号)
	現場管理者の氏名	

様式第5号（第9条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

様

久留米市長

印

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日 検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許可番号	年月日	第号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
許可を受けた者（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住所	
	氏名	

別記様式第二（第十六条関係）

許可申請
雨水浸透阻害行為
協議書

第 30 条 特定都市河川浸水被害対策法 の規定により、雨水浸透阻害行為 第 35 条 許可を申請します。 について 協議		第 30 条 の規定により、雨水浸透阻害行為 第 35 条 許可を申請します。 について 協議	年 月 日 久留米市長 殿 住所 氏名	※ 手数料欄	
雨 水 浸 透 阻 害 行 為 等 の 概 要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称				
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	(m ²)			
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要				
	4 対策工事の計画の概要				
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日			
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日			
	7 対策工事の着手予定日	年 月 日			
	8 対策工事の完了予定日	年 月 日			
	9 その他必要な事項				
	※受付番号	年 月 日 第 号			
※許可に付した条件					
※許可番号	年 月 日 第 号				

備考

- 1 「許可申請 第 30 条 「許可を申請 協議」、 第 35 条、「許可を申請 協議」について、該当するものを○で囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手續の状況を記載すること。

別記様式第三（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年　月　日

久留米市長　殿

届出者　住　所

氏　名

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号　　年　　月　　日 第　　号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| 1　雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 | 年　　月　　日 |
| 2　対策工事の完了年月日 | 年　　月　　日 |
| 3　雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称 | |

※ 受付番号	年　　月　　日 第　　号
※ 検査年月日	年　　月　　日
※ 検査結果	合　　否
※ 検査済証番号	年　　月　　日 第　　号

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第六（第二十九条関係）

許可申請
雨水貯留浸透施設機能阻害行為
書
協議

	第 3 9 条 第 1 項	※ 手数料欄
<p>特定都市河川浸水被害対策法</p> <p>第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条</p> <p>の規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について</p> <p>許可を申請</p> <p>します。</p> <p>協議</p> <p>年 月 日</p> <p>久留米市長 殿</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>		
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要	1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号	
	2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類	
	3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称	
	4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施工方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施工方法を含む。）の概要	
	5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項	
	6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日	年 月 日
	7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日	年 月 日
	8 保全工事の着手予定日	年 月 日
	9 保全工事の完了予定日	年 月 日
	10 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 号	
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 「許可申請」「第 3 9 条 第 1 項」「許可を申請
協議」、「第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条」、「許可を申請
協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 3 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施工方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施工方法を含む。）については、概要の記述の末尾に「（設計又は施工方法の詳細は、別葉の計画図による。）」と記載し、計画図を別葉とすること。
 - 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

現況土地利用区分面積集計表（行為前）										様式-A												
エリアNo	宅地等			道路（法面を有するものに限る。）			鉄道線路（法面を有するものに限る。）			飛行場（法面を有するものに限る。）			運動場（他に種類する施設を除く）			山地			左記以外の土地			
	宅地	池沼	水路	ため池	不浸透法面	植生法面	左記以外の土地	不浸透法面	植生法面	左記以外の土地	不浸透法面	植生法面	左記以外の土地	ゴルフ場（雨水排水するための排水設備を伴うもの）	ゴルフ場（雨水排水するための排水設備を伴うもの）	ローラー場（他の機械用いて締め固めた土地）	林地、耕原野その他の人工的に造成された種生に覆われた地面					
小計1																						
小計2																						
合計																						

(単位：m²)

土地利用別面積集計表		(様式B)				
区分	土地利用の形態の細区分	エラーチェック→	計画土地利用面積が正しく入力されていないと、ここにエラーメッセージがでます			
宅地等に該当する土地	宅地					
	池沼					
	水路					
	ため池					
	道路 (法面を有しないものに限る。)					
	道路 (法面を有するものに限る。)	不浸透法面 (流出係数=1.00)				
		植生法面 (流出係数=0.40)				
		上記以外の土地 (流出係数=0.90)				
	鉄道道路 (法面を有しないものに限る。)					
	鉄道道路 (法面を有するものに限る。)	不浸透法面 (流出係数=1.00)				
		植生法面 (流出係数=0.40)				
		上記以外の土地 (流出係数=0.90)				
	飛行場 (法面を有しないものに限る。)					
	飛行場 (法面を有するものに限る。)	不浸透法面 (流出係数=1.00)				
		植生法面 (流出係数=0.40)				
		上記以外の土地 (流出係数=0.90)				
宅地等以外の土地	第2号関連	コンクリート等の不浸透性材料により舗装された土地 (法面を除く。)				
		コンクリート等の不浸透性材料により覆われた法面				
	第3号関連	ゴルフ場 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)				
		運動場その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)				
掲上げる第1地号以外の第3地号に	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地					
	山地					
	人工的に造成され植生に覆われた法面					
	林地、耕地、原野、その他ローラーその他これらに類する建設機械を用いて締め固められていない土地					
合計						
合成流出係数				上記面積が1000m ² 以上の場合、許可申請対象		

様式一E

雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量

合理式
$$Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q : 流量 (m^3/s)

f : 流出係数 (様式一Dより)

r : 最大降雨強度(10分間) (mm/h) (○○川流域基準降雨より)A : 集水面積 (ha) (様式一Dより)

① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times \quad = \quad m^3/s$$

② 行為後の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times \quad = \quad m^3/s$$

よって、

$$m^3/s - \quad m^3/s = \quad m^3/s$$

 m^3/s 分をカットする対策が必要

政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類

樣式一F

表面計測結果

最大流入量(行為後)	m3/s	
最大放流量	m3/s	<許容放流量
		m3/s

様式-G

No.

雨水浸透阻害行為許可事前相談書

事前相談日時	年月日() : ~ :
事業区域に含まれる地域の名称	
事業区域の面積	
予定する事業の計画の内容	
事業主又は建築主等の住所・氏名	住所 氏名
代理人等の住所・氏名・連絡先	住所 氏名 連絡先 () 担当者名
備考	

(注) 事前相談には、次の図書（○：提出が必須な図書、●：提出が任意な図書）を提出してください。提出する図書にはチェックをお願いします。各図書の作成要領は、裏面を参照して下さい。

	図書名	提出図書	チェック
1	行為区域位置図（図面-1）	○	
2	行為区域区域図（図面-2）	○	
3	現況平面図（行為前）（図面-3）	○	
4	現況土地利用区分面積集計表（行為前）（様式-A）	○	
5	土地利用計画図（行為後）（図面-4）	●	
6	計画土地利用区分面積集計表（様式-B）	●	
7	排水施設計画平面図（図面-5）	●	
8	行為区域の現況写真（資料-1）	○	
9	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）（資料-2）	●	
10	公園の写し（資料-3）	●	
11			
12			
13			

この事前相談は、雨水浸透阻害行為許可の申請の要否についてのみ審査するもので、他法令等に基づく審査を行うものではありません。

※処理欄	事前相談担当者名 _____
雨水浸透阻害行為面積	m ² _____
雨水浸透阻害行為許可申請	(要 · 不要) _____
許可申請不要の理由	_____
備考	_____
結果の連絡	年月日済 (□Tel □来庁)
連絡した相手名	

※印欄は記入しない

様式－H

貯留浸透施設の管理に関する実施計画書（例示）

特定都市河川浸水被害対策法第3条により特定都市河川流域の指定を受けた〇〇川流域において、法第30条「雨水浸透阻害行為の許可」を受けるにあたり法第32条（許可の基準）に基づく対策工事として設置した雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮・維持させるため、下記に基づき管理を実施する。

記

- 第1条 この管理実施計画書の対象とする雨水貯留浸透施設は、次に所在するものとする。
所在地
- 第2条 この管理実施計画書を実施する責任者（実質管理者）は以下の者とする。
氏名
- 第3条 この管理実施計画書において雨水貯留浸透施設とは、雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために施行した雨水を一時的に貯留し、又は浸透させる施設をいい、具体的には、貯留機能又は浸透機能を発揮するための敷地、周囲堤、排水口、浸透ます、浸透トレーンチ、透水性舗装等の総体をいう。
2 雨水貯留浸透施設の位置、範囲及び機能の概要は、別図のとおりとする。
- 第4条 管理者は雨水貯留浸透施設に関し、その機能を維持する上で必要な範囲内において、別表に示す点検作業（定期点検、緊急点検、機能点検）を実施するとともに、点検作業で必要が認められた場合には清掃、修繕工事等を行うものとする。
2 また、維持管理作業の内容は施設台帳や維持管理記録を作成し保管するとともに、その後の維持管理に役立てるものとする。
- 第5条 雨水貯留浸透施設の管理者を変更する場合や管理者を複数に分割する場合は、新たな管理者が当該施設の維持管理を引き継ぐこととする。引き継ぐ際には、許可申請書1式及び許可書の写しを引き継ぐものとする。
- 第6条 雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある以下の行為を行う場合には法第39条に基づいてあらかじめ市長の許可を得るものとする。
 • 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋め立て
 • 雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
 • 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去
 • そのほか雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為
- 第7条 宅地又は、建物の売買にあたっては、宅地建物取引業法に基づく手続きの際に、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為（法第39条）を行う場合は許可が必要であること、および標識の移転等の行為（法第38条第5項）を行う場合は設置者の承諾が必要であることを重要事項説明（宅地建物取引業法第35条）に明記するものとする。
- 第8条 対策工事に伴い設置する雨水貯留浸透施設の存在と維持管理者を表示した標識の保全に努めるものとする。

別表

分類		作業内容	頻度
点検作業	定期点検	・破損、陥没、変形、蓋のずれ等の状況確認 ・ゴミ、土砂、枯れ葉等の堆積状況確認 ・樹根の進入状態の確認	年1回以上
	緊急点検	・点検の内容は定期点検と同様	地震時
	機能点検	・機能の評価（簡易浸透試験）	定期点検の結果より必要に応じて代表施設で実施
清掃・修繕工事等	清掃・土砂搬出等	・清掃、樹根の除去 ・土砂搬出等の通常の清掃作業	点検作業で必要が認められた場合に実施
	修繕・補修工事等	・破損、陥没箇所及び劣化損耗箇所の補修・修繕・改良工事	
	機能回復作業	・透水シートの交換洗浄・碎石の人力による洗浄又は高压洗浄	

参考様式-1

第 号
令和 年 月 日

住所 氏名 様

久留米市長 印

雨水浸透阻害行為許可通知書

令和 年 月 日に申請のあった雨水浸透阻害行為については、次の条件を付して許可したので、特定都市河川浸水被害対策法第36条第2項の規定により通知します。

許可条件		別紙のとおり
雨水 浸透 阻害 行為 等の 概要	1 雨水浸透阻害行為の区域に 含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	m ²
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	令和 年 月 日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	令和 年 月 日
	7 対策工事の着手予定日	令和 年 月 日
	8 対策工事の完了予定日	令和 年 月 日
	9 その他必要な事項	
備考 ※受付番号		

教示事項

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久留米市長に対して審査請求することができます。
- この処分について不服がある場合は、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市を被告として（訴訟において久留米市を代表する者は久留米市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。
- 上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

参考様式-2

第 号
令和 年 月 日

住所 様
氏名

久留米市長 印

雨水浸透阻害行為変更許可通知書

令和 年 月 日に申請のあった雨水浸透阻害行為の変更については、次の条件を付して許可したので、特定都市河川浸水被害対策法第37条第4項において準用する同法第36号第2項の規定により通知します。

許可条件		当初許可のとおり
雨水 浸透 阻害 行為等 の概要	1 雨水浸透阻害行為の区域に 含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	m ²
	3 雨水浸透阻害行為に 関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
	5 雨水浸透阻害行為に関する 工事の着手予定日	令和 年 月 日
	6 雨水浸透阻害行為に関する 工事の完了予定日	令和 年 月 日
	7 対策工事の着手予定日	令和 年 月 日
	8 対策工事の完了予定日	令和 年 月 日
	9 その他必要な事項	
備考 ※受付番号		

注 1 変更しようとする事項について、変更後のものを記載している

教示事項

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久留米市長に対して審査請求することができます。
- この処分について不服がある場合は、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市を被告として（訴訟において久留米市を代表する者は久留米市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。
- 上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

参考様式-3

第 号
令和 年 月 日

住所 様
氏名

久留米市長 印

雨水貯留浸透施設機能阻害許可通知書

令和 年 月 日に申請のあった雨水貯留浸透施設機能阻害行為については、次の条件を付して許可したので、特定都市河川浸水被害対策法第39条第4項において準用する同法第36号第2項の規定により通知します。

許可条件		別紙のとおり
雨水 浸透 阻害 行為 等 の概要	1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透 阻害行為に関する工事の検査済証番号	
	2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害する おそれのある行為の種類	
	3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害する おそれの行為を行う地域の名称	
	4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそ れのある行為の設計又は施工方法 (保全工事を行う場合には、保全工事の 設計又は施工方法を含む。) の概要	
	5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支 障がないことを明らかにする事項	
	6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害す るおそれのある行為の着手予定日	令和 年 月 日
	7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害す るおそれのある行為の完了予定日	令和 年 月 日
	8 保全工事の着手予定日	令和 年 月 日
	9 保全工事の完了予定日	令和 年 月 日
	その他必要な事項	
備考 ※受付番号		

注 1 変更しようとする事項について、変更後のものを記載している

教示事項

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久留米市長に対して審査請求することができます。
- この処分について不服がある場合は、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市を被告として（訴訟において久留米市を代表する者は久留米市長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。
- 上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久留米市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

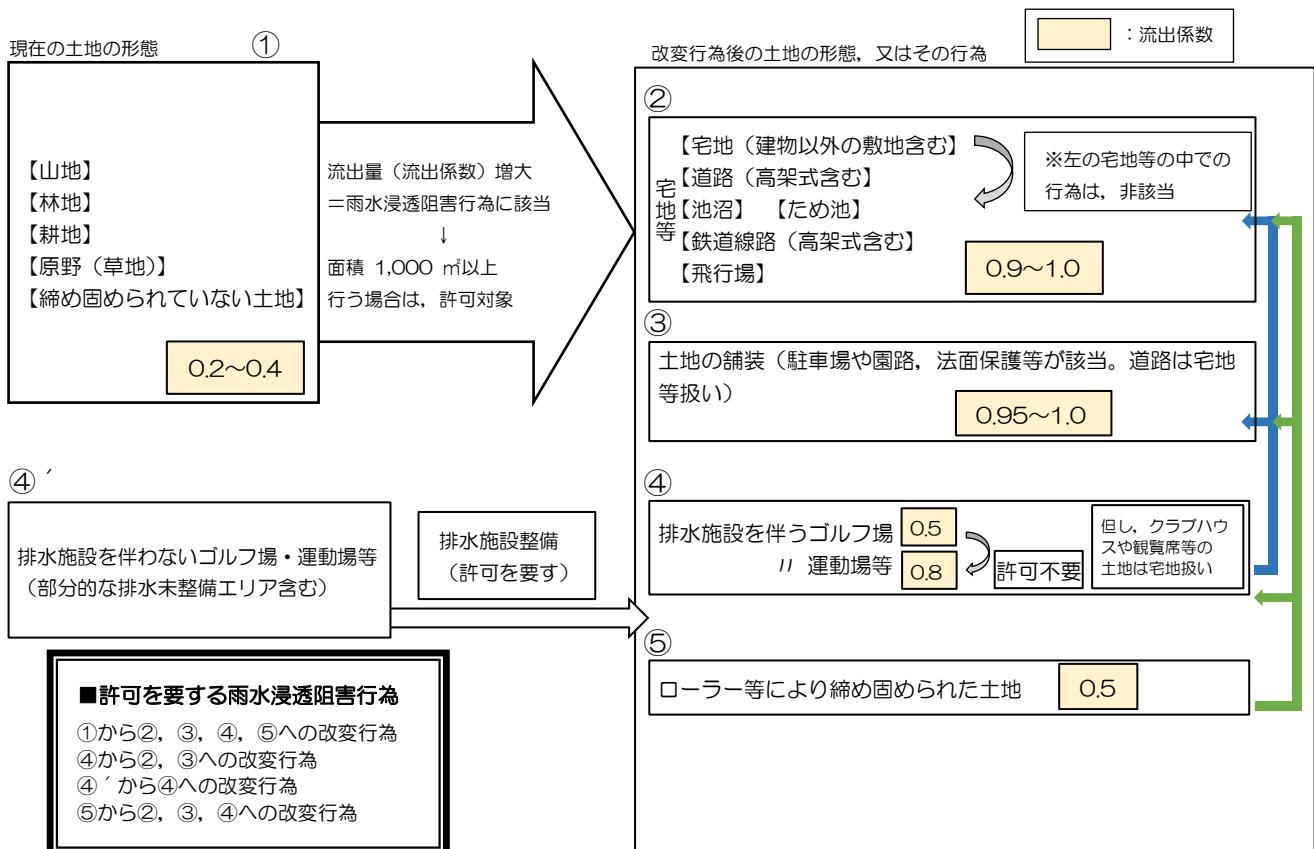
土地利用の判別方法等について

■ 土地利用の判別方法

	土地利用の形態	流出係数	定義	留意事項
宅地等に該当する土地	①宅地	0.90	宅地は、次に掲げる建物（工作物を含む）の用に供するための土地をいう。 (A) 現況において、建物の用に供している土地 (B) 過去において、建物の用に供している土地 (C) 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地	宅地は、建物の屋根面積のほかに、庭等も含めた一団をもって宅地とする。
	②池沼	1.00	常時、又は一時的に水面を有する池沼をいう。	池沼の範囲は、池沼を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲及び貯留に供する土堤等がある場合は、それら施設敷地一体を含めた範囲とする。
	③水路	1.00	常時、又は一時的に水面を有する水路をいう。	水路の範囲は、水路を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲とする。
	④ため池	1.00	常時、又は一時的に水面を有するため池をいう。	ため池の範囲は、ため池を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲及び貯留に供する土堤等がある場合は、それら施設敷地一体を含めた範囲とする。
	⑤道路（法面を有しないものに限る） ⑥道路（法面を有するものに限る）	・法面を有しないもの 0.90 ・法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値	一般の交通の用に供する道路をいう。道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に規定する道路かどうかは問わない。未舗装でも、一般の交通の用に供していれば道路とする。	道路の範囲は、路肩から路肩までの範囲のほか、歩道、植樹帯、道路付帯施設が含まれる。 法面は区分し整理する。
	⑦鉄道線路（法面を有しないものに限る） ⑧鉄道線路（法面を有するものに限る）	・法面を有しないもの 0.90 ・法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値	鉄道道路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む）をいう。 操車場は鉄道道路上に含まれない。	法面は区分し整理する。
	⑨飛行場（法面を有しないものに限る） ⑩飛行場（法面を有するものに限る）	・法面を有しないもの 0.90 ・法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値	飛行場は、空港・ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む）をいう。	法面は区分し整理する。

	土地利用の形態	流出係数	定義	留意事項
舗装された土地	⑪コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた土地（法面を除く）	0.95	コンクリート等の不浸透性の材料で覆われた土地（法面は含まず）をいう。	
	⑫コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面	1.00	コンクリート等の不浸透性の材料で覆われた法面をいう。	
その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地	⑬ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.50	ゴルフ場の敷地すべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。	「雨水を排水するための排水施設」がない場合は、この区分の対象となる。敷地のうち、排水施設に集水される範囲が対象となる。
	⑭運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.80	運動場の敷地すべてではなく、排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。	「雨水を排水するための排水施設」がない場合は、この区分の対象となる。敷地のうち、排水施設に集水される範囲が対象となる。
	⑮ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	建築物が建築できる程度、又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地（排水施設が設置されたゴルフ場、運動場等を除く）をいう。 施工段階で締め固められた土地であっても、耕起が行われることによって通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態のものは、締め固められた土地に該当しない。	
	⑯山地	0.30	平均勾配が10%以上の土地（山地、林地、原野）をいう。	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で一つの斜面を構成するエリアを設定し、次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し、判断する。 他の区分（①～⑯、⑰、⑱）以外の土地で、平均勾配10%以上の土地をいう。
	⑰人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40	人工的に造成され、植生に覆われた法面をいう。	
上記に掲げる土地以外の土地	⑱林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	平均勾配が10%未満で、一体的に林、又は草地等を形成している土地（山地、林地、原野）をいう。	平均勾配の設定は、エリア内の地形図で一つの斜面を構成するエリアを設定し、次にその斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し、判断する。 他の区分（①～⑯、⑰、⑱）以外の土地で、平均勾配10%未満の土地をいう。
			耕作の目的に供される土地（水田〈灌漑中であるか否かを問わない〉を含む）をいう。	

雨水浸透阻害行為の考え方



■ 雨水浸透阻害行為として許可（申請）対象となる行為

行為後の土地利用	従前の土地利用											
	告示別表1（宅地等）					告示別表2（舗装）		告示別表3（その他）			別表4（別表1～3以外）	
	宅地	池沼 水路 ため池	道路	鉄道線路	飛行場	コンクリート (法面除く)	コンクリート (法面)	ゴルフ場※	運動場※	締め固められた土地	山地	植生法面
宅地	法第30条第1号に該当する行為 宅地等にするために行う土地の形質の変更											
池沼・水路 ・ため池	法第30条第2号に該当する行為 土地の舗装 (コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うこと)											
道路	令第8条第1号に 該当しない											
鉄道線路	令第8条第2号除外規定により 該当しない											
飛行場	令第8号第2号に該当する行為											
コンクリート (法面除く)												
コンクリート (法面)												
ゴルフ場※												
運動場※												
締め固められた土地												
山地	法第30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない											
植生法面												
林地 耕地 原野												

※雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。

告示：流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）

**流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示
(平成 16 年国土交通省告示第 521 号)**

特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 64 号）第 20 条第 3 項の規定に基づき、流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示を次のように定める。

流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示

第 1 特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 64 号）第 20 条第 3 項に規定する流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数（以下「流出係数」という。）は、別表 1 から別表 4 までの上欄に掲げる土地利用の形態の区分に応じ、これらの表の下欄に掲げる値とする。

第 2 前項に定める流出係数により難いときは、前項の規定にかかわらず、当該雨水浸透阻害行為を行おうとする区域における雨水の流出試験（以下「現場試験」という。）により得られた値を用いることができる。この場合において、現場試験の方法は、国土交通大臣が別に定める方法によるものとする。

別表 1 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 9 項に規定する「宅地等」に該当する土地（法第 30 条第 1 号関係）

土地利用の形態	流出係数
宅地	0.90
池沼	1.00
水路	1.00
ため池	1.00
道路（法面を有しないものに限る。）	0.90
道路（法面を有するものに限る。）	法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値
鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	0.90
鉄道線路（法面を有するものに限る。）	法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値
飛行場（法面を有しないものに限る。）	0.90
飛行場（法面を有するものに限る。）	法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は 1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は 0.40 とする。）及び法面以外の土地（流出係数は 0.90 とする。）の面積により加重平均して算出される値

別表 2 謂装された土地（法第 30 条第 2 号関係）

土地利用の形態	流出係数
コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた土地（法面を除く）	0.95
コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面	1.00

別表 3 その他土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地（法第 30 条第 3 号関係）

土地利用の形態	流出係数
ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	0.50
運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	0.80
ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50

別表 4 別表 1 から別表 3 までに掲げる土地以外の土地

土地利用の形態	流出係数
山地	0.30
人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20

調整池容量計算システムの使い方

調整池容量計算システムの使用方法について

「調整池容量計算システム（エクセルファイル）」は、国土交通省が、宅地等にするために行う土地の形質の改変などの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するため設置する雨水貯留浸透施設の必要容量等を概算で算出するために提供したものです。

「調整池容量計算システム（エクセルファイル）」の使用方法を以降に示します。

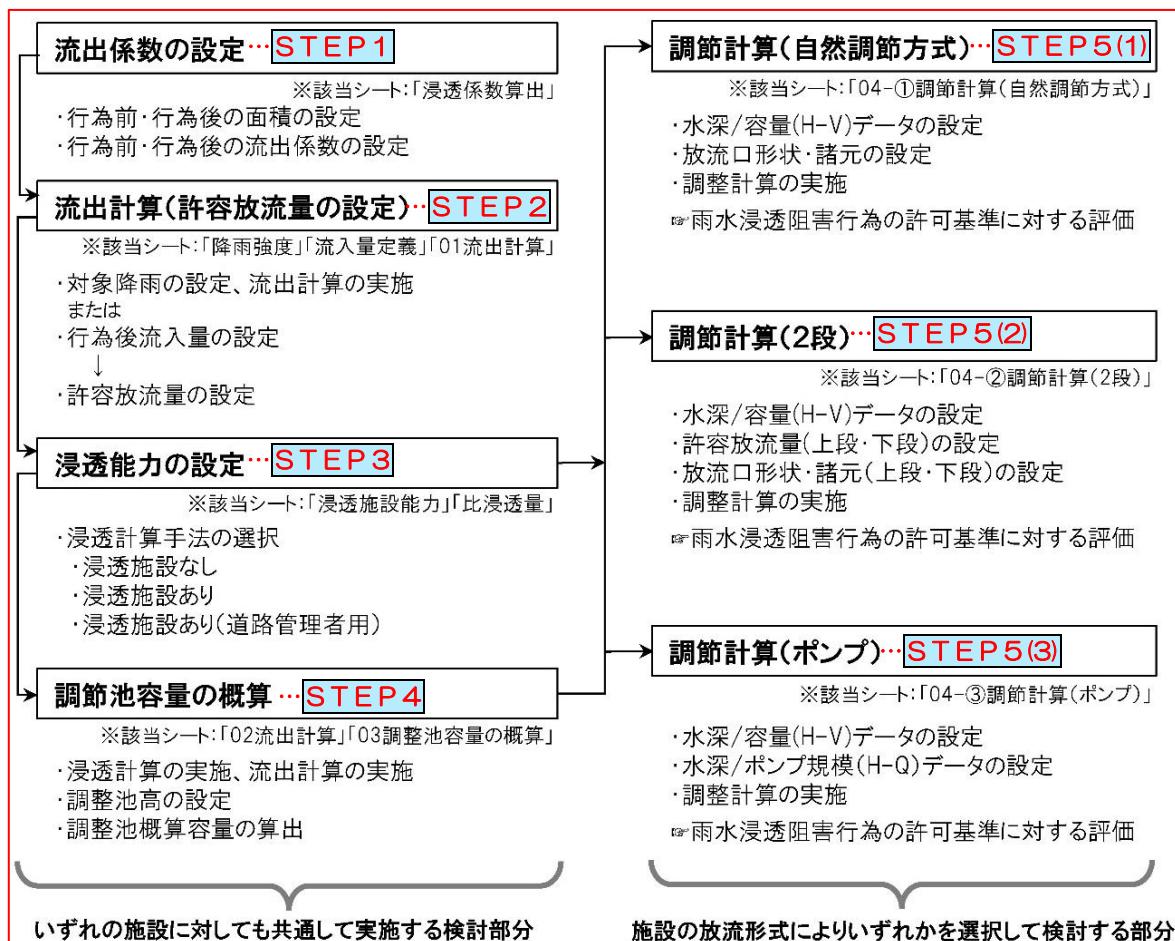
なお、「調整池容量計算システム（エクセルファイル）」の使用方法は、国土交通省が公表している「調整池容量計算システム（Microsoft Excel 版）ユーザーズマニュアル Ver2.0（以下、「ユーザーズマニュアル」と示す。）」を基に作成しています。

計算フロー

調整池容量計算システムの計算フローを以下に示します。「流出係数の設定」から「調整池容量の概算」までの前段と、その後に厳密計算する「調節計算」とに大きく区分されます。

「調節計算」は調整池からの放流形態に応じてシート（自然調節方式、2段、ポンプ）を選択します。最後に「調節計算」シートで許可条件を満足していることが確認されたら、「許可申請図書の作成」ボタンを押すことで、必要な様式が出力されます。

★★★計算フロー★★★



調整池容量計算システムの各シートの概要

調整池容量計算システムの各シートの概要を以下に示します。



シート名

★★★「調整池容量計算システム」の各シートの概要★★★

シート名	概要
O0 はじめに	計算シートの値を全てクリアするためのシートです。（前の計算結果などがクリアされます。）
流出係数算出	開発前後の土地利用別面積から（合成）流出係数を算出します。
降雨強度	対象地域の10分間隔の降雨強度を入力・算出します。
流入量定義	既に計算された流出計算結果を使用する場合に入力します。
O1 流出計算（Q-Tグラフ）	合成合理式により、流入量-時間関係データを算出します。
浸透施設能力 又は 浸透施設能力（流域貯留モデル_道路管理者用）	<ul style="list-style-type: none"> 浸透能力は浸水トレーンチ、浸透マス、透水性舗装を対象とし、概略諸元及び単位能力を入力することにより、浸透による流出抑制効果量を算出します。 空隙貯留を考慮し、体積、空隙率を入力することで流出抑制効果量を算出します。
比浸透量	浸透施設の比浸透量を算出します。
O2 流出計算(QT-Sグラフ)	合成合理式により、浸透による流出抑制効果量を算出します。
O3-① 調整池容量の概算	矩形調整池を想定し、トライアル計算により概算の必要容量を算出します。
O4-① 調節計算（自動調節方式）	<ul style="list-style-type: none"> 実際の調整池の水深-容量関係を入力することにより、設定調整池の効果量を算出します。 浸透施設の浸透能力、空隙貯留量を入力することにより、浸透併用時の容量も算出できます。
O4-②調節計算（2段）	2段オリフィスによる調整池必要容量を算出します。
O4-③調節計算（ポンプ）	ポンプ排水による調整池必要容量を算出します。

調整池容量計算システムに必要なデータ

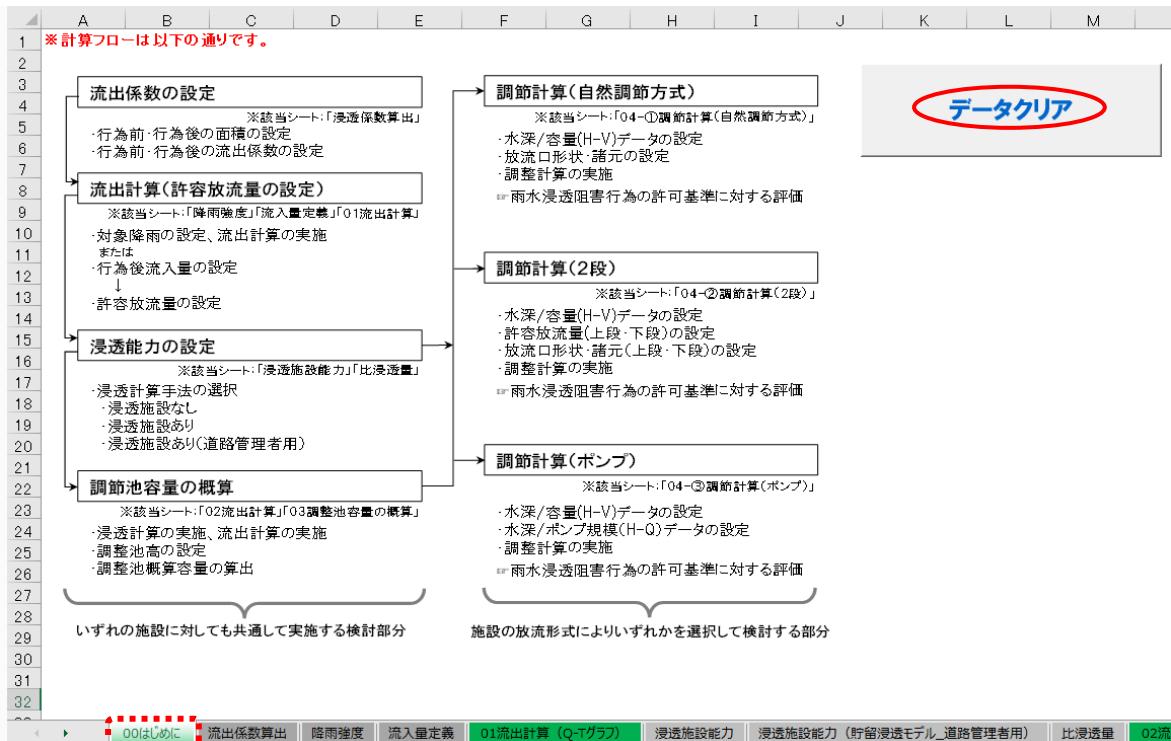
調整池容量計算システムを行う際に、必要なデータを以下に示します。

★★★必要なデータ一覧★★★

項目	内容
対象行為面積	土地利用形態ごとの行為前および行為後面積
対象降雨	対象河川の降雨強度（10分間隔） ※直接放流区や流域変更を行った場合に必要となります。
対象行為後流入量	対象地域の行為後流入量（10分間隔）
貯留浸透施設諸元 (必要に応じて)	<p><一般用></p> <p>透水性舗装：比浸透量、飽和透水係数、設置数量、体積、空隙率 浸透マス：比浸透量、飽和透水係数、設置数量、体積、空隙率 浸透トレーンチ：比浸透量、飽和透水係数、設置数量、体積、空隙率</p> <p><道路管理者用></p> <p>透水性舗装： 比浸透量算定定数、飽和透水係数、設置数量、体積、空隙率、 目詰まり係数、道路層厚、空気間隙率、水拘束率</p> <p>浸透マス： 比浸透量、飽和透水係数、設置数量、設計水頭、体積、空隙率</p> <p>浸透トレーンチ： 比浸透量、飽和透水係数、設置数量、設計水頭、体積、空隙率</p> <p>※「一般用」、「道路管理者用」のどちらか一方のみが必要となり、 必要となるデータ形式も異なります。</p>

データの初期化【シート：OOはじめに】

調整池容量計算システムの全てのシートを初期化します。



シートタブ【OOはじめに】

◆ STEP1：行為前後の面積および流出係数の設定【シート：流出係数算出】

行為前後の面積および流出係数について、様式-A、様式-Bの土地利用面積集計結果から、
白色で表示されている欄に、土地利用ごとの面積(ha) 少数第4位まで入力してください。
入力すると、平均流出係数を自動計算で算出します。

【確認事項】入力した数値と自動計算された数値が様式-A, 様式-B と一致しているか確認してください。

◆ STEP 2 : 流出計算（許容放流量の設定）

(1) 対象降雨の設定【シート：降雨強度】

①降雨強度式の選択で「クリープランド」にチェック、②降雨強度式の係数を入力、③波形の選択で中央集中型にチェック、④計算実行を押すと、降雨強度が出力されます。

【確認事項】 入力した降雨強度式の種類と係数が該当する地域のものを使用しているか

確認してください。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T
*降雨は対象地域の降雨に変更して下さい																			
時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)								
3	0	0~10	2.2649	6	0~10	4.2424	12	0~10	8.4210	18	0~10	4.0855							
4	10~20	2.2932	10~20		4.3544	10~20		8.6450	10~20		3.9876								
5	20~30	2.3222	20~30		4.4729	20~30		8.8091	20~30		3.8947								
6	30~40	2.3521	30~40		4.5885	30~40		9.0322	30~40		3.8063								
7	40~50	2.3828	40~50		4.7320	40~50		9.4335	40~50		3.7221								
8	50~60	2.4148	50~60		4.8740	50~60		9.6926	50~60		3.6418								
9	1	0~10	2.4471	7	0~10	5.0253	13	0~10	18.9127	19	0~10	3.5651							
10	10~20	2.4806	10~20		5.1871	10~20		16.7675	10~20		3.4919								
11	20~30	2.5159	20~30		5.3603	20~30		15.0629	20~30		3.4218								
12	30~40	2.5508	30~40		5.5463	30~40		13.6765	30~40		3.3547								
13	40~50	2.5876	40~50		5.7465	40~50		12.5274	40~50		3.2904								
14	50~60	2.6255	50~60		5.9627	50~60		11.5996	50~60		3.2287								
15	2	0~10	2.6647	8	0~10	6.1968	14	0~10	10.7336	20	0~10	3.1694							
16	10~20	2.7052	10~20		6.4511	10~20		10.0205	10~20		3.1125								
17	20~30	2.7470	20~30		6.7285	20~30		9.3987	20~30		3.0577								
18	30~40	2.7903	30~40		7.0323	30~40		8.8517	30~40		3.0050								
19	40~50	2.8351	40~50		7.3661	40~50		8.3669	40~50		2.9542								
20	50~60	2.8815	50~60		7.7349	50~60		7.3243	50~60		2.9053								
21	3	0~10	2.9395	9	0~10	8.1446	15	0~10	7.5458	21	0~10	2.8881							
22	10~20	2.9794	10~20		8.6022	10~20		7.1951	10~20		2.8126								
23	20~30	3.0311	20~30		9.1167	20~30		6.8768	20~30		2.7685								
24	30~40	3.0849	30~40		9.6933	30~40		6.5867	30~40		2.7259								
25	40~50	3.1407	40~50		10.3644	40~50		6.3212	40~50		2.6848								
26	50~60	3.1988	50~60		11.1309	50~60		6.0773	50~60		2.6449								
27	4	0~10	3.2592	10	0~10	12.0236	16	0~10	5.8525	22	0~10	2.6064							
28	10~20	3.3222	10~20		13.0763	10~20		5.6445	10~20		2.5691								
29	20~30	3.3879	20~30		14.3357	20~30		5.4516	20~30		2.5329								
30	30~40	3.4565	30~40		15.8690	30~40		5.2722	30~40		2.4978								
31	40~50	3.5281	40~50		17.7750	40~50		5.1048	40~50		2.4637								
32	50~60	3.6030	50~60		20.2070	50~60		4.9484	50~60		2.4306								
33	5	0~10	3.6614	11	0~10	23.4144	17	0~10	4.8019	23	0~10	2.3986							
34	10~20	3.7637	10~20		27.8334	10~20		4.5642	10~20		2.3674								
35	20~30	3.8499	20~30		34.3028	20~30		4.3548	20~30		2.3371								
36	30~40	3.9406	30~40		44.6769	30~40		4.128	30~40		2.3076								
37	40~50	4.0359	40~50		64.1375	40~50		4.2976	40~50		2.2789								
38	50~60	4.1364	50~60		119.0210	50~60		4.1887	50~60		2.2510								
39																			
40																			
41																			
42																			
43																			
44																			

④の計算実行をすると自動で出力されます。

シートタブ【降雨強度】

降雨強度

降雨強度式の係数について

【例：金丸川・池町川流域、下弓削川流域の降雨強度式】

降雨強度式の種類：クリープランド $I = a/(t^n + b)$

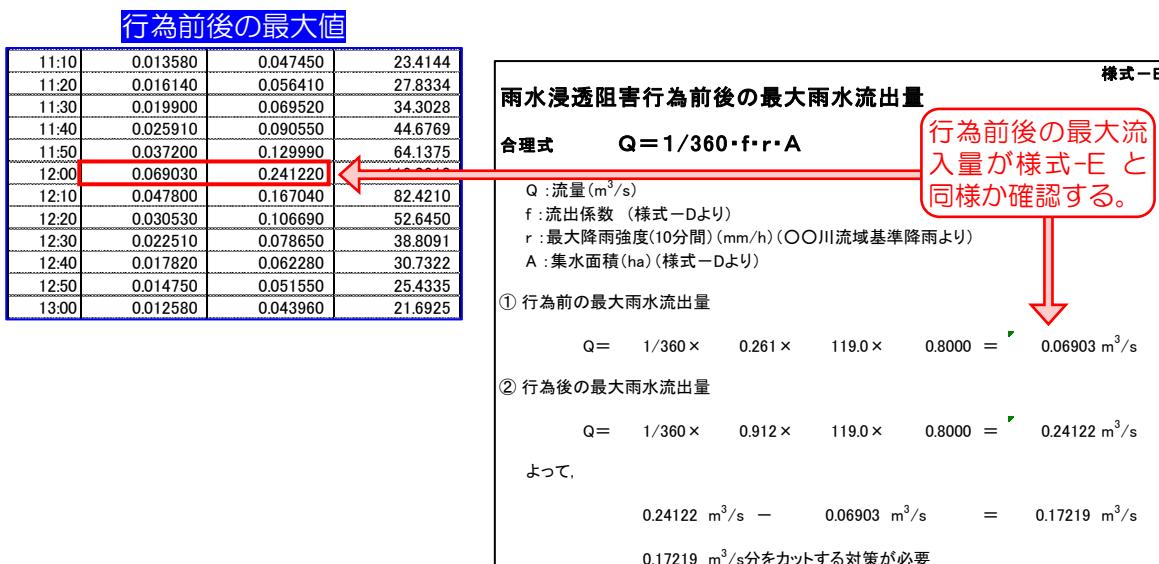
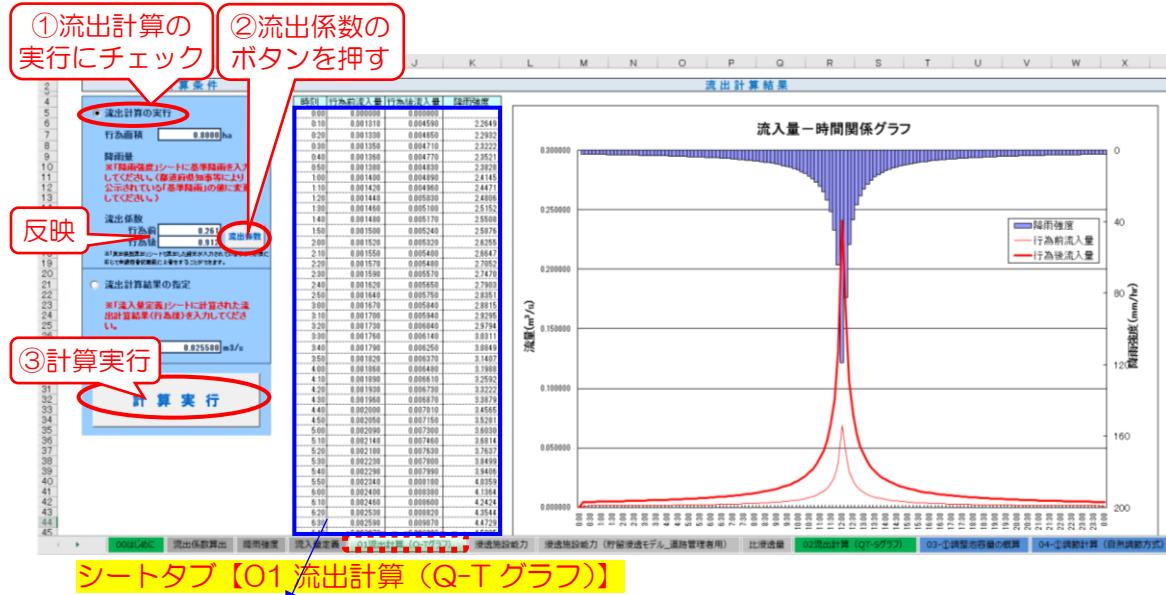
降雨強度式の係数：a = 2956.5, b = 18.66, n = 0.791

(注) 福岡県では、地域ごとに降雨強度式が定められています。行為区域が該当する地域の降雨強度式を入力してください。

(2) 流出計算の実施【シート：O1 流出計算（Q-T グラフ）】

①流出計算の実行にチェック、②流出係数のボタンを押す（【シート：流出係数算出】の結果が反映されます）、③計算実行ボタンを押すと、行為前後の流入雨水量が自動計算されます。許容放流量は、行為前最大流入量の値となります。

【確認事項】算定した行為前流入量、行為後流入量の最大値(時刻 12:00 の値)が様式-E の最大流出雨水量と一致しているか確認してください。一致していない場合は、設定した流出係数と降雨強度の見直しをしてください。



参考 (3) 行為後流入量の設定

行為後流流入量を指定したい場合は、「ユーザーズマニュアル P.15~16」を参照してください。

◆ STEP 3：浸透能力の設定

対策工事として、浸透施設を設置する場合の浸透能力の算定方法です。(併用を含む)

浸透施設を設置しない場合は、**STEP4**に進んでください。

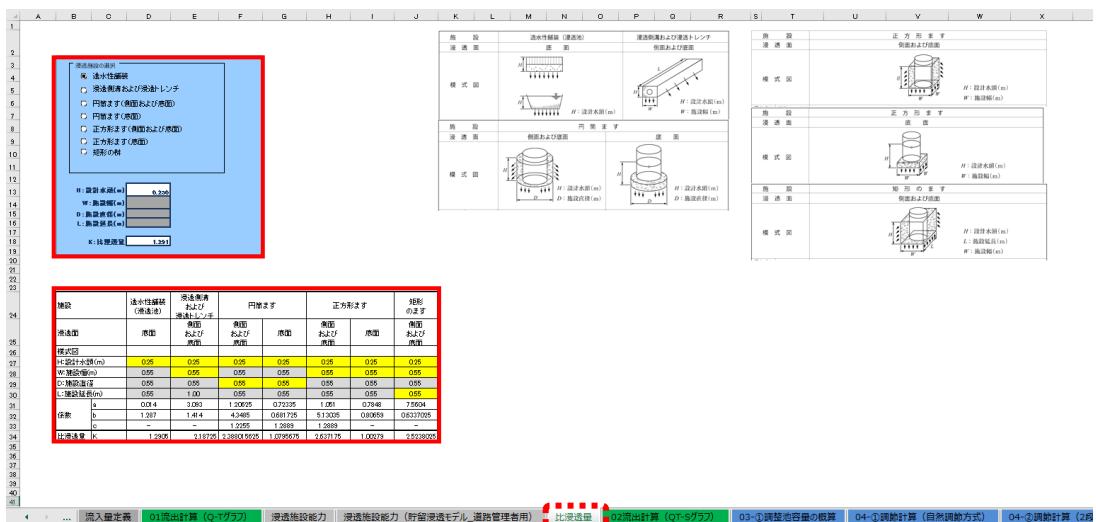
なお、「道路路面雨水処理マニュアル（案）」に従って、浸透施設を設置する場合は、「ユーザーズマニュアル P.20~21」を参照してください。

(1) 各浸透施設の比浸透量 K の算定【シート：比浸透量】

比浸透量の算定について、①該当する浸透施設を選択、②浸透施設の形状を入力すると比浸透量が自動計算されます。

各浸透施設の比浸透量算出計算式は「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施行に係るマニュアル」の「3-6-3 浸透量の算定式で使用する各係数について」を参照してください。

★事例：浸透トレンチ（径 $\phi=0.1m$ 、設計水頭 $H=0.8m$ 、施設規模 $W=0.3m$ ）の場合



シートタブ【比浸透量】

①浸透施設の種類を選択

浸透側溝および浸透トレンチ

②浸透施設の形状を入力

H: 設計水頭(m)	0.800
W: 施設幅(m)	0.300
D: 施設直徑(m)	0.00
L: 施設延長(m)	1.200
K: 比浸透量	3.553

拡大

浸透トレンチは以下を想定
径 $\phi=0.1m$
設計水頭 $H=0.8m$
施設規模 $W=0.3m$

浸透トレンチの比浸透量算定結果

施設	浸透側溝および 浸透トレンチ 側面 および 底面
浸透面	側面 および 底面
模式図	
H: 設計水頭(m)	0.80
W: 施設幅(m)	0.30
D: 施設直徑	0.00
L: 施設延長(m)	0.00
係数	a 3.093 b 1.079 c -
比浸透量	K 3.5534

①②を入力すると比浸透量が自動計算されます。
算出された比浸透量は、【シート：浸透施設能力】の比浸透量の欄に入力します。

(2) 浸透施設能力算定および空隙貯留量算定【シート：浸透施設能力】

浸透施設能力算定および空隙貯留量算定について、【シート：浸透施設能力】に、①該当する浸透施設の比浸透量を入力、②飽和浸透係数（単位も含む）を入力（設置位置での浸透試験等が必要）、③設置数量を入力すると、浸透施設能力算定が自動計算され、④単位あたりの体積を入力、⑤空隙率を入力すると、空隙貯留量が自動計算されます。

【シート：浸透施設能力】では、浸透施設として「透水性舗装」、「浸透トレンチ」、「浸透マス」が標準設定されています。上記浸透施設以外を設置する場合は、「その他」の項目で、浸透施設能力および空隙貯留量の算定を行ってください。

共通事項

●影響係数について

初期設定で値が入力されています。

- (1) 地下水位による影響 0.90
- (2) 目づまりによる影響 0.90（透水性舗装の場合 0.50）
- (3) その他 1.00

詳しくは「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施行に係るマニュアル」の「3-6-3 浸透量の算定式で使用する各係数について」を参照してください。

●空隙率について

代表的な材料の設計値は以下のとおりです。

材料	設計値	文献による参考値
単粒度碎石 (S-30, S-40)	40%	30~40%
クラッシャーラン	10%	6~18%
透水性アスファルト混合物		約 12%
プラスチック製貯留材	使用する製品のカタログ値を採用	60~95% 空隙率は製品により異なる。また、98%の空隙率を有するものもある。

詳しくは「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施行に係るマニュアル」の「4-2-3 浸透施設の材料の空隙率」を参照してください。

A) 透水性舗装（透水性アスファルトコンクリート）の場合

透水性舗装（透水性アスファルトコンクリート）を 100m²設置した場合、浸透施設能力および空隙貯留量は以下のようになる。



透水性舗装は以下の厚さを想定
 透水性アスファルトコンクリート 50mm
 路盤 200mm
 フィルター砂 100mm
 (舗装厚：250mm)
 空隙率：10%

【算定方法】

①比浸透量の入力（【シート：比浸透量】で算出したものを入力）

小数点第3位を四捨五入し、 少数点第2位まで入力

②飽和透水係数（単位含む）の入力（設置位置での浸透試験結果より数値を入力）

小数点第3位を四捨五入し、 少数点第2位まで入力

③設置数量を入力

⇒①～③の入力で、 浸透施設能力が自動計算されます。

④透水性舗装 1m²当たりの体積を入力

⑤空隙率を入力

⇒④、⑤の入力で、 空隙貯留量が自動計算されます。

①②③入力で自動計算

浸透施設能力算定結果 0.00210(m³/s)

④⑤入力で自動計算

空隙貯留量算定結果 2.500(m³)

浸透施設能力算定結果				
	反応マス	反応トレンチ	透水性舗装	その他の
	0.00	0.00	7.33 + 0.00 = 7.33 m ³ /hr	
			= 0.00210 m ³ /s	

【操作エラーメッセージ】透水性舗装に対する反応率の既定値: 0.5433125 m³/hr

空隙貯留量算定結果				
	反応マス	反応トレンチ	透水性舗装	その他の
	0.000	0.000	2.000 + 0.000 = 2.000 m ³	

透水性舗装				
	累積計反応率(m ³ /hr/m)	透水性舗装	設置数量	影響係数
【反応マス】	比反応量(m)	透水性舗装係数	透水性舗装(m/hr)	(透)(1) 内容(1) (透)(2) 内容(2)
1			0.00	0.90 0.90 1.00
2			0.00	0.90 0.90 1.00
3			0.00	0.90 0.90 1.00
4			0.00	0.90 0.90 1.00
5			0.00	0.90 0.90 1.00
6			0.00	0.90 0.90 1.00
7			0.00	0.90 0.90 1.00
8			0.00	0.90 0.90 1.00
9			0.00	0.90 0.90 1.00
10			0.00	0.90 0.90 1.00

空隙貯留量				
	反応マス	反応トレンチ	透水性舗装	その他の
【反応マス】	1個あたり	反応トレンチ	透水性舗装	その他の
1			0.000	
2			0.000	
3			0.000	
4			0.000	
5			0.000	
6			0.000	
7			0.000	
8			0.000	
9			0.000	
10			0.000	

①比浸透量
を入力 1.29

③設置数量を
入力 100(m²)

④透水性舗装 1m²当たりの体
積を入力

$$1(m^2) \times 0.25(m) = 0.25(m^3)$$

②飽和浸透係数（単
位も含む）を入力

0.13(m/hr)

影響係数

⑤空隙率を入力
10(%)

透水性舗装				
	累積計反応率(m ³ /hr/m)	透水性舗装	設置数量	影響係数
【透水性舗装】	比反応量(m)	透水性舗装係数	透水性舗装(m/hr)	(透)(1) 内容(1) (透)(2) 内容(2)
1	1.290	0.130 m/hr	0.13	0.90 0.90 1.00
2			0.00	0.90 0.90 1.00
3			0.00	0.90 0.90 1.00
4			0.00	0.90 0.90 1.00
5			0.00	0.90 0.90 1.00
6			0.00	0.90 0.90 1.00
7			0.00	0.90 0.90 1.00
8			0.00	0.90 0.90 1.00
9			0.00	0.90 0.90 1.00
10			0.00	0.90 0.90 1.00

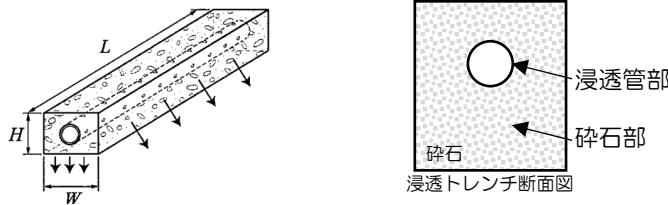
その他の				
	体積	体積	空隙率	
【その他の】	1個あたり	空隙率		
1		10.00		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

流出計算 (Q-Tグラフ)				
流出計算	浸透施設能力	浸透施設能力	（貯留浸透モデル_道路管理者用）	

シートタブ (浸透施設能力)

B) 浸透トレーンチの場合

浸透トレーンチを設置した場合、1m当たりの浸透施設能力および空隙貯留量は以下のようになる。



浸透トレーンチは以下を想定
径 $\phi=0.1\text{m}$
設計水頭 $H=0.8\text{m}$
施設規模 $W=0.3\text{m}$
空隙率 : 40%

【算定方法】

①比浸透量の入力（【シート：比浸透量】で算出）

小数点第3位を四捨五入し、 少数点第2位まで入力

②飽和透水係数（単位含む）の入力（設置位置での浸透試験結果より数値を入力）

小数点第3位を四捨五入し、 少数点第2位まで入力

③設置数量を入力

⇒①～③の入力で、 浸透施設能力が自動計算されます。

④浸透トレーンチ 1m 当たりの浸透管部および碎石部の体積を入力

⑤空隙率を入力

⇒④、⑤の入力で、 空隙貯留量が自動計算されます。

①②③入力で自動計算

浸透施設能力算定結果 $0.00010(\text{m}^3/\text{s})$

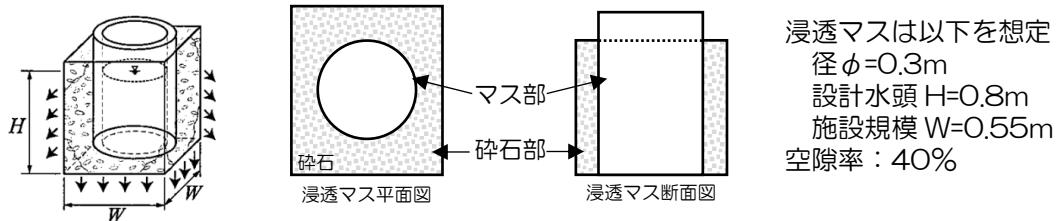
④⑤入力で自動計算

空隙貯留量算定結果 $0.101(\text{m}^3)$

浸透施設能力算定結果					
【反応マス】		【反応トレーンチ】		【透水性補正】	
反応マス	+ 0.00	反応トレーンチ	+ 0.37	透水性補正	その他の 反応施設能力算定結果 0.00 + 0.00 = 0.37 $= 0.00010 \text{ m}^3/\text{s}$
【自由エラーコードに対する反応算定の反応値】 0.046769 mm/hr					
【反応マス】	比浸透量 (m) 0.355	累積計反応量 (m ² /hr) 0.13	透水性保証 (m/hr) 0.13	設置数量 (個) 1	影響係数 (%) 90 90 100
【反応トレーンチ】	比浸透量 0.355	累積計反応量 0.13	透水性保証 0.13	設置数量 (個) 1	影響係数 (%) 90 90 100
【透水性補正】	比浸透量 (m) 0.13	累積計反応量 (m ² /hr) 0.13	透水性保証 (m/hr) 0.13	設置数量 (個) 1	影響係数 (%) 90 90 100
【その他】	比浸透量 (m) 0.00	累積計反応量 (m ² /hr) 0.00	透水性保証 (m/hr) 0.00	設置数量 (個) 0	影響係数 (%) 0 0 0
空隙貯留量算定結果					
反応マス	+ 0.000	反応トレーンチ	+ 0.101	透水性補正	その他の 空隙貯留量算定結果 0.000 + 0.000 = 0.101 $= 0.101 \text{ m}^3$
条件設定					
【反応マス】	ます寸 1割あたり	【反応トレーンチ】	ます寸 1mあたり	【透水性補正】	
1		1		1	
2		2		2	
3		3		3	
4		4		4	
5		5		5	
6		6		6	
7		7		7	
8		8		8	
9		9		9	
10		10		10	
条件設定					
【反応トレーンチ】	反応条件 1mあたり	透水性 体積 (m ³)	碎石部 体積 (m ³)	空隙率 (%)	
1	0.008	0.232	40.00		
2					
3					
①比浸透量 を入力 3.55					
③設置数量を 入力 1(m)					
②飽和透水係数（单 位も含む）を入力 0.13(m/hr)					
④浸透トレーンチ 1m 当たりの浸透管部の 体積を入力 $0.05(m) \times 0.05(m)$ $\times 1(m) \times 3.14$ $= 0.008(m^3)$					
⑤空隙率を入力 40(%)					
⑥浸透トレーンチ 1m 当たりの碎石部の体 積を入力 $0.3(m) \times 0.8(m)$ $\times 1(m) - 0.008(m^3)$ $= 0.232(m^3)$					
シートタブ【浸透施設能力】					

C) 浸透マスの場合

浸透マスを設置した場合、1個当たりの浸透施設能力および空隙貯留量は以下のようになる。

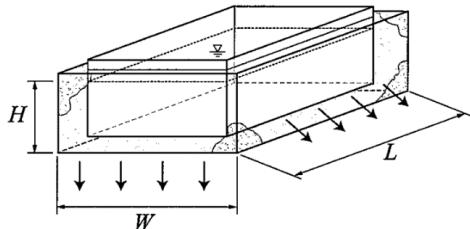


【算定方法】

- ①比浸透量の入力（【シート：比浸透量】で算出）
小数点第3位を四捨五入し、 小数点第2位まで入力
 - ②飽和透水係数（単位含む）の入力（設置位置での浸透試験結果より数値を入力）
小数点第3位を四捨五入し、 小数点第2位まで入力
 - ③設置数量を入力
⇒①～③の入力で、 浸透施設能力が自動計算されます。
 - ④浸透マス1個当たりのマス部および碎石部の体積を入力
 - ⑤空隙率を入力
⇒④、⑤の入力で、 空隙貯留量が自動計算されます。

D) A)～C)以外の浸透施設の場合（例：地下貯留浸透施設の場合）

地下貯留浸透施設を設置した場合、1個当たりの浸透施設能力および空隙貯留量は以下のようになる。



地下貯留浸透施設は以下を想定

設計水頭 H=1.5m

施設規模 W=5.0m

施設延長 L=10.0m

空隙率：95%

【算定方法】

①比浸透量の入力（【シート：比浸透量】で算出）

小数点第3位を四捨五入し、 少数点第2位まで入力

②飽和透水係数（単位含む）の入力（設置位置での浸透試験結果より数値を入力）

小数点第3位を四捨五入し、 少数点第2位まで入力

③設置数量を入力

⇒①～③の入力で、 浸透施設能力が自動計算されます。

④地下貯留浸透施設 1個当たりの体積を入力

⑤空隙率を入力

⇒④、⑤の入力で、 空隙貯留量が自動計算されます。

①②③入力で自動計算

浸透施設能力算定結果 $0.00487(m^3/s)$

④⑤入力で自動計算

空隙貯留量算定結果 $71.250(m^3)$

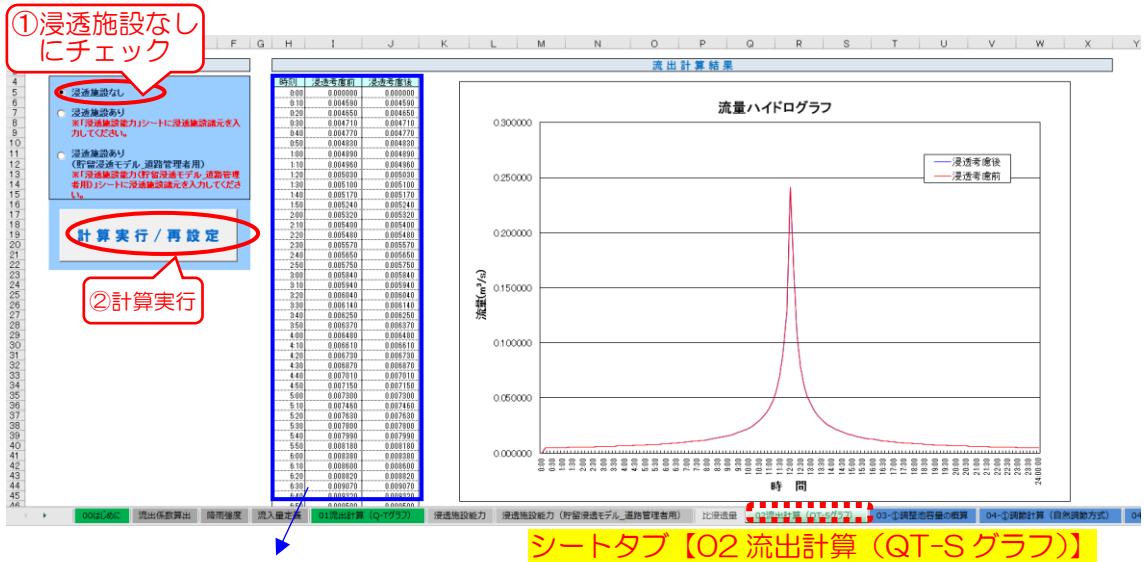
浸透施設能力算定結果							
【反応マス】		【反応トレチ】		【透水性補正】			
反応マス		反応トレチ		透水性補正			
（単位アリヤ全格に対する反応面積の反応密度: $2.191819 \text{ mm}^2/\text{hr}$ ）							
反応マス	反応トレチ	透水性補正	その他の	反応施設能力算定結果			
0.00	0.00	0.00	17.33	$= 17.33 \text{ m}^3/\text{hr}$			
				$= 0.00487 \text{ m}^3/\text{s}$			
（単位アリヤ全格に対する反応面積の反応密度: $2.191819 \text{ mm}^2/\text{hr}$ ）							
【条件設定】							
【反応マス】							
【反応マス】	単位設計反応量 ($\text{m}^3/\text{hr}/\text{m}^2$)	熱帯透水係数	地帯透水係数	設置数量	影響係数		
比反応量 (m ³)		(m ³ /hr)	(m ³ /hr)	(個)	(1) 内層(1) (2) 内層(2) (3) 内層(3)		
1		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
2		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
3		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
4		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
5		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
6		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
7		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
8		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
9		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
10		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
【反応トレチ】							
【透水性補正】							
【反応トレチ】	単位設計反応量 ($\text{m}^3/\text{hr}/\text{m}^2$)	熱帯透水係数	地帯透水係数	設置数量	影響係数		
比反応量 (m ³)		(m ³ /hr)	(m ³ /hr)	(m)	(1) 内層(1) (2) 内層(2) (3) 内層(3)		
1		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
2		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
3		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
4		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
5		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
6		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
7		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
8		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
9		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
10		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
【その他の】							
【その他の】							
【その他の】	単位設計反応量 ($\text{m}^3/\text{hr}/\text{m}^2$)	熱帯透水係数	地帯透水係数	設置数量	影響係数		
比反応量 (m ³)		(m ³ /hr)	(m ³ /hr)	(m)	(1) 内層(1) (2) 内層(2) (3) 内層(3)		
1	166.520	0.130	0.200	1	0.90 0.90 1.00		
2		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
3		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
4		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
5		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
6		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
7		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
8		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
9		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
10		0.00	0.00	0.90	0.90 1.00		
【条件設定】							
【反応マス】							
【反応マス】	ます静 体積 (m^3)	碎石 体積 (m^3)	砂石 空隙率 (%)				
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
【反応トレチ】							
【反応トレチ】	反応管 体積 (m^3)	碎石 体積 (m^3)	砂石 空隙率 (%)				
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
【透水性補正】							
【透水性補正】	体積 (m^3)	空隙率 (%)					
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
②飽和透水係数（単位も含む）を入力							
0.13(m/hr)							
①比浸透量を 入力166.52							
③設置数量を 入力1(固)							
④地下貯留浸透施設 1 個あたりの体積を入力 $5(\text{m}) \times 10(\text{m})$ $\times 1.5(\text{m}) = 75(\text{m}^3)$							
⑤空隙率を入力 95(%)							

◆ STEP 4：調整池容量の概算

(1) 浸透計算および流出計算の実施【シート：O2 流出計算 (QT-S グラフ)】

A) 浸透施設なしの場合

浸透考慮前後の流出量の算定について、①浸透施設なしにチェック、②計算実行／再設定のボタンを押すと、浸透考慮前後の流出計算結果が自動計算されます。（浸透施設を考慮しないため、浸透考慮前後の流出計算結果は同じになります。）



浸透考慮前後の最大流出量		
11:10	0.047450	0.047450
11:20	0.056410	0.056410
11:30	0.069520	0.069520
11:40	0.090550	0.090550
11:50	0.129990	0.129990
12:00	0.241220	0.241220
12:10	0.167040	0.167040
12:20	0.106690	0.106690
12:30	0.078650	0.078650
12:40	0.062280	0.062280
12:50	0.051550	0.051550
13:00	0.043960	0.043960

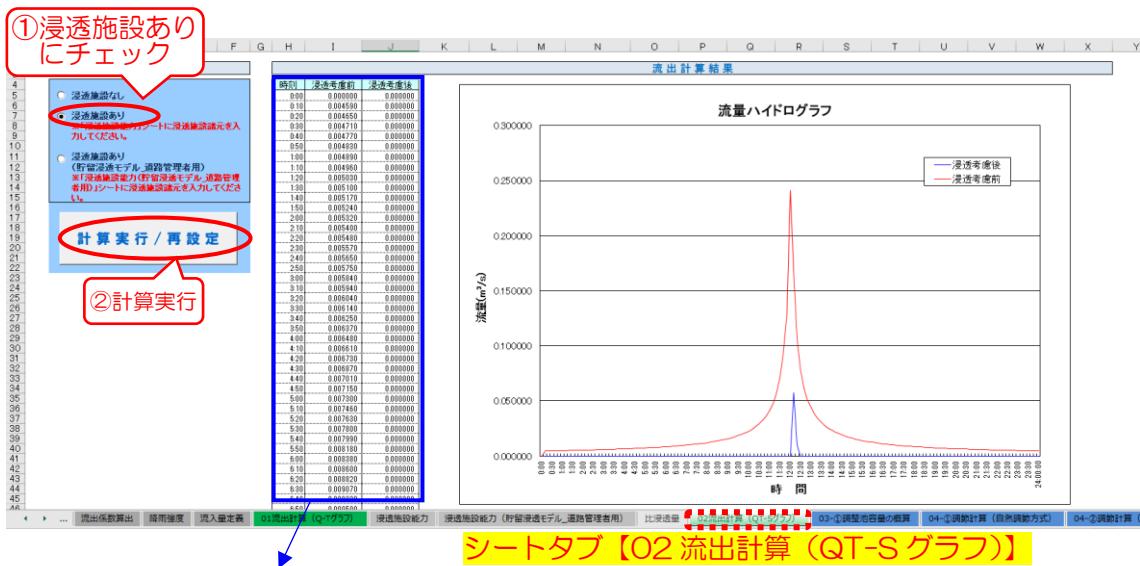
流出量最大値

B) 浸透施設ありの場合

浸透考慮前後の流出量の算定について、①浸透施設ありにチェック、②計算実行／再設定のボタンを押すと、浸透考慮前後の流出計算結果が自動計算されます。

このとき、浸透考慮前後の最大流出量の差が浸透施設の対策量になります。

★事例：透水性舗装 4600m²を設置した場合



浸透考慮前後の最大流出量		
11:10	0.047450	0.000000
11:20	0.056410	0.000000
11:30	0.069520	0.000000
11:40	0.090550	0.000000
11:50	0.129990	0.000000
12:00	0.241220	0.000000
12:10	0.167040	0.057300
12:20	0.106690	0.010262
12:30	0.078650	0.000000
12:40	0.062280	0.000000
12:50	0.051550	0.000000
13:00	0.043960	0.000000

流出量最大値

(2) 調整池高および調整池概算容量の算出【シート：03-①調整池容量の概算】

(対策施設が浸透施設のみの場合は必要ありません)

調整池容量の概算について、①調整池高を入力、②「計算実行」ボタンを押すと、必要容量及びオリフィス径の概算が自動計算されます。

設定する調整池の容量は、概算結果より、必要容量(m^3/ha)に行方面積(ha)を乗じて算定します。

★事例：調整池高を 1.0m とした場合

入力条件		計算結果	
行為後ピーク流量量 (浸透考慮後)	0.241220 m^3/s	計算実行	②計算実行
調整池諸元			
許容放流量 (行為前ピーク流入量)	0.069030 m^3/s	必要容量	560 m^3/ha
調整池高	1.000	オリフィス径(円管、直径)	0.182 m
浸透施設条件	浸透施設なし		

①調整池高を入力します。
実際に設置する池の構造を考慮して値を入力してください。入力された値は、本システムでは調整池の計画高水位(H.W.L)として扱われます。

調整池の必要容量とオリフィス径の概算値が自動計算されます。

設定する調整池の容量は、概算結果より、必要容量 560(m^3/ha)に行方面積 0.8(ha)を乗じて算定します。
計算式 : $560(m^3/ha) \times 0.8(ha) = 448(m^3)$
 計算結果より、448(m^3)以上の調整池容量が必要となります。

シートタブ【03-①調整池容量の概算】

◆ STEP 5：調節計算

(1) 調節計算【シート：O4-①調節計算（自然調節方式）】

A) 調整池ありの場合

調整池計算について、①【シート：O3-①調整池容量の概算】より算定した調整池容量とオリフィス径の概算結果から設定調整池の諸元を入力、②「計算実行」ボタンを押すと、対策量および評価が自動計算されます。

総合評価が「OK」になるまで、調整池諸元を変えてトライアル計算を行います。評価項目として、「最大放流量」、「池内最大水深」、「池内最大ボリューム」があり、これらの項目の評価がすべて「OK」となったとき、総合評価が「OK」になります。

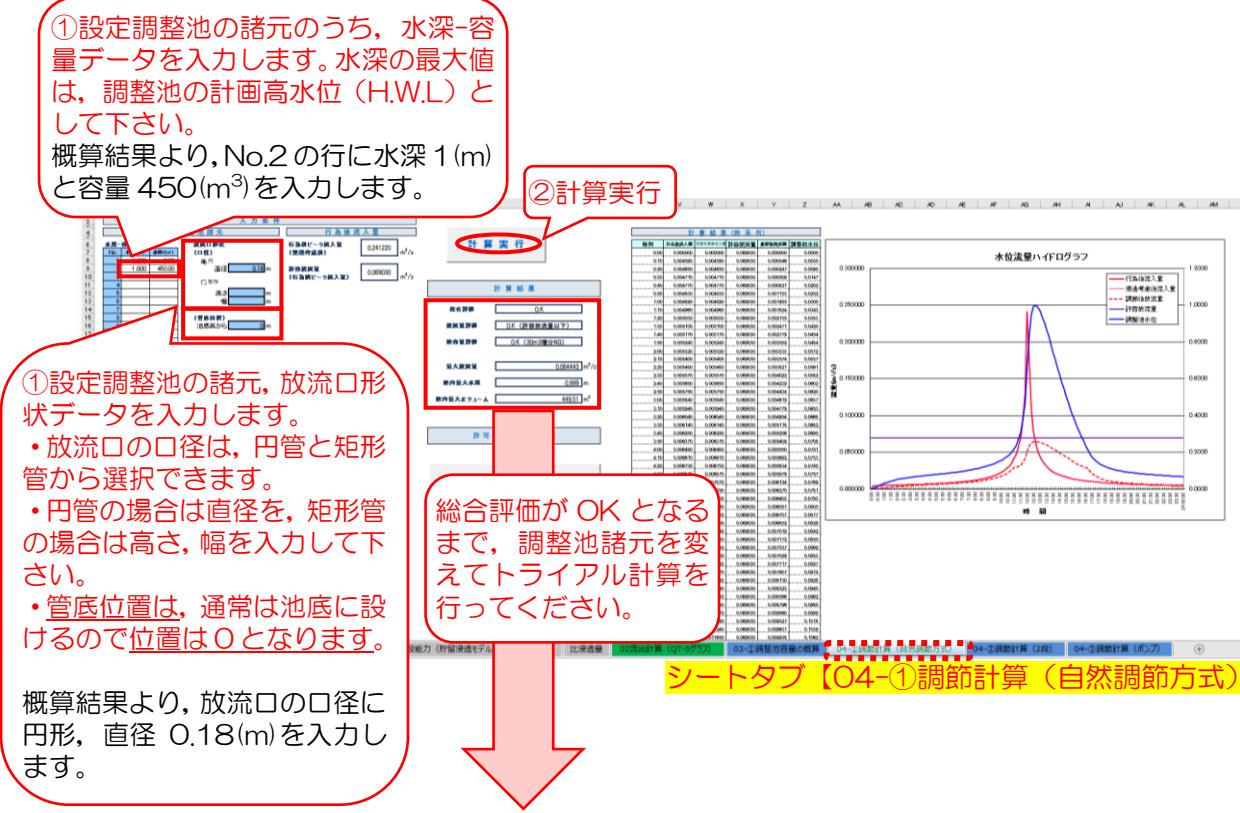
総合評価が「OK」となった水位流量ハイドログラフを様式-Fに貼り付けてください。

★事例：浸透能力を考慮せず、調整池高を 1.0(m)、容量を 450(m³)、放流口の口径を円形で直径 0.18(m)の調整池を設置した場合

①設定調整池の諸元のうち、水深-容量データを入力します。水深の最大値は、調整池の計画高水位（H.W.L）として下さい。

概算結果より、No.2 の行に水深 1(m)と容量 450(m³)を入力します。

②計算実行



①設定調整池の諸元、放流口形状データを入力します。

- ・放流口の口径は、円管と矩形管から選択できます。
- ・円管の場合は直径を、矩形管の場合は高さ、幅を入力して下さい。
- ・管底位置は、通常は池底に設けるので位置は0となります。

概算結果より、放流口の口径に円形、直径 0.18(m)を入力します。

総合評価が OK となるまで、調整池諸元を変えてトライアル計算を行ってください。

計算結果として、「最大放流量」、「池内最大水深」、「池内最大ボリューム」が表示されます。またこれらの結果に応じ、「総合評価」、「放流量評価」、「池容量評価」も表示されます。

→「総合評価」が NG の場合は、申請された対策では調節効果が不十分ということになります。

→開発行為に対して必要な池の容量を調べるためは、放流口形状や水深-容量関係を変化させて、「総合評価」が OK となるまで繰り返して下さい。

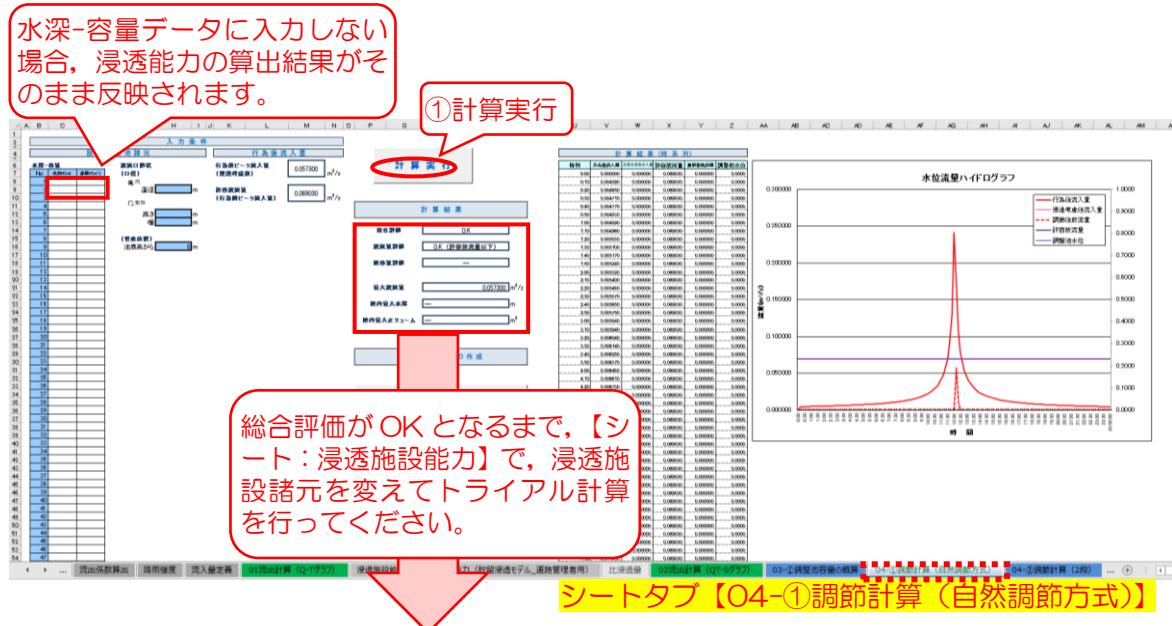
→「総合評価」が OK となれば申請内容で問題は無いことになります。

(池容量評価のうち、表記を OK(30m³増分 OK)、または、OK(30m³増分 NG)と分けている理由は、本許可申請とは関係のない雨水貯留浸透施設整備計画の認定基準に関するものであるためであり、本許可申請の審査への影響はありません。

B) 浸透能力あり、調整池なしの場合

設定調整池の諸元を入力しなかった場合、浸透能力の算出結果がそのまま反映されます。調整池計算について、①「計算実行」ボタンを押すと、対策量および評価が自動計算されます。

★事例：貯留施設を考慮せず、透水性舗装 4600m^2 を設置した場合



計算結果として、「最大放流量」が表示されます。またこれらの結果に応じ、「総合評価」、「放流量評価」も表示されます。

- 「総合評価」がNGの場合は、申請された対策では調節効果が不十分ということになります。
- 開発行為に対して必要な浸透施設の規模を調べるためは、浸透施設の諸元を変化させて、「総合評価」がOKとなるまで繰り返して下さい。
- 「総合評価」がOKとなれば申請内容で問題は無いことになります。

(2) 調節計算（自然調節方式 2段オリフィス）【シート：O4-②調節計算（2段）】

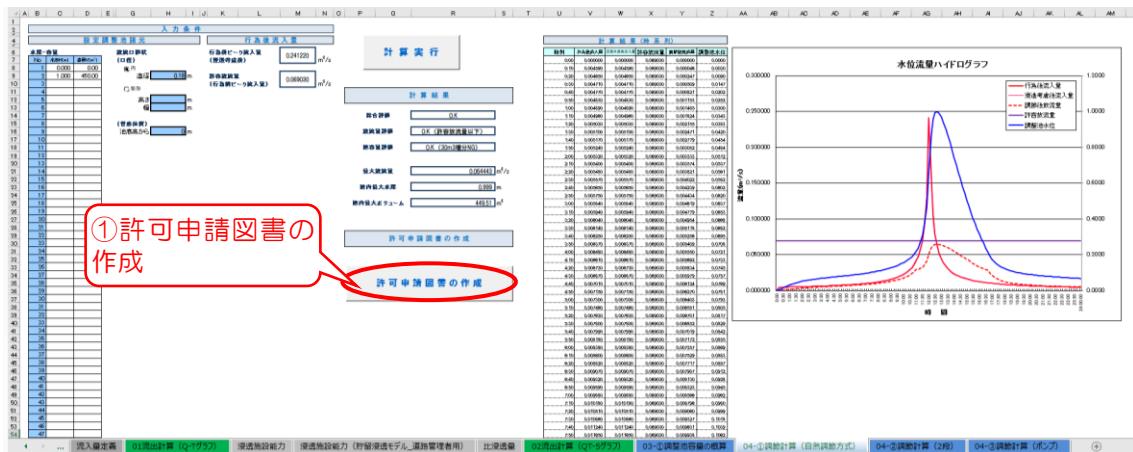
排水方法を自然調節方式（2段オリフィス）とする場合の調節計算方法は、「ユーザーズマニュアル P.31～32」を参照してください。

(3) 調節計算（ポンプ）【シート：O4-③調節計算（ポンプ）】

排水方法をポンプとする場合の調節計算方法は、「ユーザーズマニュアル P.33～34」を参照してください。

◆STEP 6：許可申請図書の出力

様式-F の作成に使用する許可申請図書の出力を行います。【シート：04-①調節計算（自然調節方式）】の①許可申請図書の作成ボタンを押すと、許可申請図書が出力されますので、名前を付けて任意の場所に保存してください。



【許可申請図書（エクセル）】

The Excel sheet contains data from the software's '04-1 調節計算 (Natural Regulation Method)' tab. It includes sections for 行為区域の概要 (Behavior Area Summary), 使用降雨強度及びピーク流入量 (Rainfall Intensity and Peak Inflow Volume), 流出抑制施設諸元 (調整池諸元) (Outflow Control Facility Parameters (Adjustment Pond Parameters)), 流出抑制施設諸元 (調整池諸元 ポンプ排水) (Outflow Control Facility Parameters (Adjustment Pond Parameters Pump排水)), 流出抑制施設諸元 (一定量) (Outflow Control Facility Parameters (Constant Volume)), 流出抑制施設諸元 (浸透施設) (Outflow Control Facility Parameters (Permeation Facility)), and 流出抑制施設諸元 (調節計算結果) (Outflow Control Facility Parameters (Regulation Calculation Result)).

★★★「許可申請図書」の各シートの概要★★★

シート名	概要
1.行為区域の概要	行為前後の流出係数算定結果
2.使用降雨強度及びピーク流入量	設定した降雨強度と行為前後のピーク流入量結果
3.流出抑制施設諸元（調整池諸元）	設定した調整池諸元
3.流出抑制施設諸元（調整池諸元 ポンプ排水）	設定した調整池諸元とポンプ諸元
3.流出抑制施設諸元（一定量）	設定した浸透施設諸元
3.流出抑制施設諸元（浸透施設）	「道路路面雨水処理マニュアル（案）」に従って、浸透施設を設置した場合の浸透施設諸元
3.流出抑制施設諸元（調節計算結果）	調節計算結果および水位流量ハイドログラフ

様式チェックシート（審査要領）

【様式（1／3）】

事前	申請	工事～完了	完了後 変更	様式番号	名 称	確 認 事 項
○	○			様式-A	現況土地利用区分面積集計表（行為前）	<ul style="list-style-type: none"> ・現況平面図（図面-3）の内容が正しく記載されているか
						<ul style="list-style-type: none"> ・面積単位がm²であるか
(※1)	○			様式-B	土地利用別面積集計表	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画図（図面-4）の内容が正しく記載されているか
						<ul style="list-style-type: none"> ・②欄は現況に応じて上段、中段、下段に正しく入力しているか
						<ul style="list-style-type: none"> ・面積単位がm²であるか
						<ul style="list-style-type: none"> ・合計欄が様式-Aの合計欄と整合しているか
	○		○	様式-E	雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量	<ul style="list-style-type: none"> ・流出係数(f)、最大降雨強度(r)、集水面積(A)が様式-Bと整合しているか
	○		○	様式-F	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・調整池諸元に記載されている施設は、図面-6、図面-7と整合しているか
						<ul style="list-style-type: none"> ・調節計算結果の「最大流入量（行為後）」、「最大放流量」、「許容放流量」が様式-Eと整合しているか
○				様式-G	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域に含まれる全ての地番が記載されているか
						<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の面積が様式-Aと整合しているか
						<ul style="list-style-type: none"> ・提出する図書にチェックをしているか
	○		○	様式-H	貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の所在地、責任者（実質管理者）が記載されているか
						<ul style="list-style-type: none"> ・管理する施設の位置、範囲及び機能の概要がわかる図面が添付されているか
						<ul style="list-style-type: none"> ・施設機能を維持するための点検・清掃等の作業内容や頻度が適切か
	○			様式第1号	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・設計者の住所、氏名が記載されているか
						<ul style="list-style-type: none"> ・「雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が様式-Gや図面-1、図面-2と整合しているか
						<ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸透阻害行為に関する工事等の計画の方針が簡潔に記載されているか
						<ul style="list-style-type: none"> ・「行為区域内の土地の現況」、「行為区域内の土地利用計画」の面積が様式-Dに整合しているか
						<ul style="list-style-type: none"> ・面積単位がm²であるか
						<ul style="list-style-type: none"> ・「行為前後の流出係数」が様式-Bに整合しているか
						<ul style="list-style-type: none"> ・「行為前後の流出雨水量」が様式-Eに整合しているか
						<ul style="list-style-type: none"> ・「雨水貯留浸透施設の計画」が様式-Fに整合しているか

(※1) については、必要な場合添付してください。

【様式（2／3）】

事前	申請	工事～完了	完了後 変更	様式番号	名 称	確 認 事 項
		○		様式第2号	雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書	<ul style="list-style-type: none"> ・「協議を申請」と「協議」について該当するものが○で囲まれているか (法第37条第1項の場合は「許可を受けた」, 「許可を申請」を○で, 法第37条第4項において準用する同法第35条の場合は「について協議が成立した」, 「協議」を○で囲む) ・申請日（日付）が記入されているか ・申請先（知事等）の記入が正しいか ・申請者の住所, 氏名, 電話番号が記入されているか ・「1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が様式-Gや図面-1, 図面-2と整合しているか ・「2 雨水浸透阻害行為区域の面積」が様式-Cと整合しているか ・「3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要」は工事計画概要が簡潔に記載されているか ・「4 対策工事の計画の概要」は対策工事概要が簡潔に記載されているか ・変更の理由が簡潔に記載されているか ・雨水浸透阻害行為の許可番号が記入されているか ・「工事の計画の変更に伴い変更する事項」の予定年月日が正しく記入されているか ・「その他必要な事項」が記載されている場合, 協議事項等が確認できる協議資料が添付されているか
		○		様式第3号	雨水浸透阻害行為変更届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日（日付）が記入されているか ・申請先（知事等）の記入が正しいか ・申請者の住所, 氏名, 電話番号が記入されているか ・雨水浸透阻害行為の許可の許可番号が記入されているか ・「1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が様式-Gや図面-1, 図面-2と整合しているか ・「変更に係る事項」の変更前後の予定年月日が記入されているか ・変更の理由が簡潔に記載されているか ・「その他必要な事項」が記載されている場合, 協議事項等が確認できる協議資料が添付されているか
	○	○	○	様式第4号	雨水阻害行為に関する工事着手届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日（日付）が記入されているか ・申請先（知事等）の記入が正しいか ・申請者の住所, 氏名, 電話番号, 許可番号が記入されているか ・雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日, 対策工事の着手予定年年月が記入されているか ・「雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が様式-Gや図面-1, 図面-2と整合しているか ・工事施工者の住所, 氏名, 連絡場所, 電話番号, 現場責任者の氏名が記入されているか

【様式（3／3）】

事前	申請	工事～完了	完了後 変更	様式番号	名 称	確 認 事 項
	○			別記様式第二	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	<ul style="list-style-type: none"> ・「許可申請」と「協議」について該当するものが○で囲まれているか (法第30条の場合は「許可申請」、法第35条の場合は「協議」) ・申請日（日付）が記入されているか ・申請先（知事等）の記入が正しいか ・申請者の住所、氏名が記入されているか ・「1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」が様式-Gや図面-1、図面-2と整合しているか ・「2 雨水浸透阻害行為区域の面積」が様式-Cと整合しているか ・「3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要」は工事計画概要が簡潔に記載されているか ・「4 対策工事の計画の概要」は対策工事概要が簡潔に記載されているか ・「5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日」、「6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日」の記入が正しいか ・「7 対策工事の着手予定日」、「8 対策工事の完了予定日」の記入が正しいか ・「9 その他必要な事項」が記載されている場合、協議事項等が確認できる協議資料が添付されているか
		○	○	別記様式第三	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日（日付）が記入されているか ・申請先（知事等）の記入が正しいか ・申請者の住所、氏名、許可番号が記入されているか ・「1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日」、「2 対策工事の完了年月日」の記入が正しいか ・「3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称」が様式-Gや図面-1、図面-2と整合しているか
			○	別記様式第六	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書	<ul style="list-style-type: none"> ・「許可申請」と「協議」について該当するものが○で囲まれているか (法第39条第1項の場合は「許可申請」、法第39条第4項において準用する同法第35条)の場合は「協議」) ・「1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号」は検査済証番号が記入されているか ・「2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類」は行為の種類が簡潔に記入されているか ・「3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称」が様式-Gや図面-1、図面-2と整合しているか ・「4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施工方法(保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施工方法を含む。)の概要」は保全工事の概要が簡潔に記入されているか ・「5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項」は設計基準や法令に基づいていることが簡潔にわかるようを記入しているか ・「6 機能を阻害するおそれのある行為の着手年月日」、「7 機能を阻害するおそれのある行為の完了年月日」が記入されているか ・「8 保全工事の着手年月日」、「9 保全工事の完了年月日」が記入されているか ・「10 その他必要な事項」が記載されている場合、協議事項等が確認できる協議資料が添付されているか

【図面（1／2）】

事前	申請	工事～完了	完了後 変更	図面番号	名 称	確 認 事 項
○	○			図面－1	行為区域位置図 【縮尺 1/50,000 以上】	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な縮尺を採用し、明記されているか ・方位が記載されているか ・申請区域が赤色で示されているか ・放流先の河川名が明記され、着色等により明確に示されているか ・申請位置に最も近い主要道路名が明記され、着色等により明確に示されているか
○	○			図面－2	行為区域位置図 【縮尺 1/2,500 以上】	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な縮尺を採用し、明記されているか ・方位が記載されているか ・申請箇所の地番等が示されているか ・申請区域の境界が赤色で示されているか ・土地の形状が示されているか ・図面－1で示した河川・主要道路が図面内にあれば同じく示されているか ・市町村界、市内の町又は字の境界があれば示されているか
○	○			図面－3	現況平面図（行為前） 【縮尺 1/2,500 以上】	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な縮尺を採用し、明記されているか ・方位が記載されているか ・申請箇所の地番等が示されているか ・申請区域の境界が赤色で示されているか ・土地の形状が示されているか（等高線（2 m間隔）、現況地盤高が示されているか） ・既存建物、擁壁等が示されているか ・図と表の数値に矛盾がないか ・求積方法（CAD計測等）が明示されているか ・行為（集水）区域の境界並びに現況土地利用形態（流出係数の区分）ごとの面積が表示されているか ・適切な縮尺を採用し、明記されているか ・方位が記載されているか ・申請箇所の地番等が示されているか ・申請区域の境界が赤色で示されているか ・等高線（2 m間隔）、現況地盤高が示されているか ・図面上の土地利用形態と現況（資料－1）が整合しているか
(※1)	○			図面－4	土地利用計画図 (行為後) 【縮尺 1/2,500 以上】	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な縮尺を採用し、明記されているか ・方位が記載されているか ・申請区域の境界が赤色で示されているか ・地形が示されているか ・土地利用計画が明示されているか ・図と表の数値に矛盾がないか ・行為（集水）区域の境界並びに計画土地利用形態（流出係数の区分）ごとの面積が表示されているか ・適切な縮尺を採用し、明記されているか ・方位が記載されているか ・申請箇所の地番等が示されているか ・申請区域の境界が赤色で示されているか ・求積方法（CAD計測等）が明示されているか

(※1)については、必要な場合添付してください。

【図面（2／2）】

事前	申請	工事～完了	完了後 変更	図面番号	名 称	確 認 事 項
(※2)	○			図面－5	排水施設計画平面図 【縮尺 1/2,500 以上】	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な縮尺を採用し、明記されているか ・方位が記載されているか ・申請区域の境界が赤色で示されているか ・集水区域、管渠、人孔、樹、その他浸透貯留施設、流下方向、接続状況、吐口位置が示されているか ・排水系統に問題はないか ・放流先の名称が記載されているか
	○		○	図面－6	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図 【縮尺 1/2,500 以上】	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な縮尺を採用し、明記されているか ・方位が記載されているか ・申請区域の境界が赤色で示されているか ・対策工事の計画位置（貯留）又は計画区域（浸透）及び集水区域が表示され、対策工事の計画の内容が反映されているか
	○		○	図面－7	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図 ・雨水貯留浸透施設の形状 【縮尺 1/2,500 以上】 ・雨水貯留浸透施設の構造の詳細 【縮尺 1/500 以上】 （プラスチック製品の品質証明書）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の構造及び寸法が、平面図、縦断面図、横断面図により示されているか ・施設の構造の詳細が示されているか（流入口、放流孔などの施設の構造及び寸法の表示） ・対策工事の計画内容が反映されているか ・標識の設置位置が明確に表示されているか
			○	図面－8	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の計画図 ・当該行為により設置される施設の形状 【縮尺 1/2,500 以上】 ・当該行為により設置される施設の構造の詳細 【縮尺 1/500 以上】	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の構造及び寸法が、平面図、縦断面図、横断面図により示されているか
			○	図面－9	保全工事の計画図 ・保全工事に係る施設の形状 【縮尺 1/2,500 以上】 ・保全工事に係る施設の構造の詳細 【縮尺 1/500 以上】	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の構造及び寸法が、平面図、縦断面図、横断面図により示されているか ・施設の構造の詳細が示されているか（流入口、放流孔などの施設の構造及び寸法の表示） ・保全工事の計画内容が反映されているか

(※2) については、事前相談時に作成していれば添付してください。

【資料】

事前	申請	工事～完了	完了後 変更	図面番号	名 称	確 認 事 項
○	○			資料－1	現況写真（写真撮影位置図を添付）	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用形態が容易に判別できるか ・写真撮影地点、方向が位置図示されているか
(※3)	(※3)			資料－2	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての土地が流域内であるか
(※3)	(※3)			資料－3	公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての土地が流域内であるか
			○	資料－4	既設の対策施設の状況がわかる写真（写真撮影位置図を添付）	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の対策施設の状況が容易に判別できるか ・写真撮影地点、方向が位置図示されているか

(※3) については、現況と過去の土地利用状況が異なる場合、添付してください。

許可申請方法の例

個人等で全て行う場合の例について

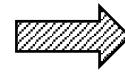
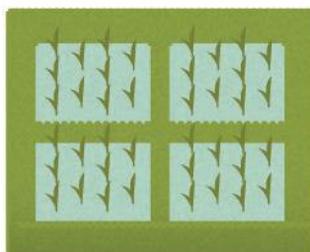
- ① 個人等開発面積に応じた雨水貯留浸透施設の検討・申請
- ② 個人等開発施行と同時に施設の設置
- ③ 個人等検査
- ④ 個人等維持管理

① 個人等
事前申請 (P.2~)
許可申請 (P.10~)

② 個人等
施工
施設の設置

③ 個人等
工事・検査完了(P.27~)

貯留浸透施設
④ 個人等
維持管理



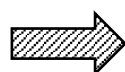
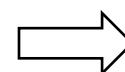
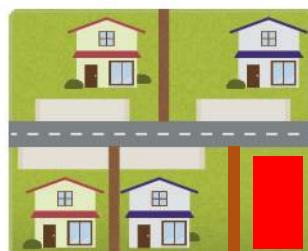
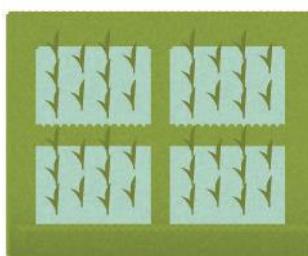
分譲住宅で建売住宅の例について

- ① 開発業者等開発面積に応じた雨水貯留浸透施設の検討・申請
- ② 開発業者等開発施行と同時に施設の設置
- ③ 開発業者等検査
- ④ 開発業者等販売
- ⑤ 開発業者等、引継ぎ先等維持管理

○対策施設をまとめて1箇所に設置する場合

→開発業者等が所有、もしくは、個人、共有等へ引継ぎ

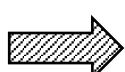
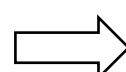
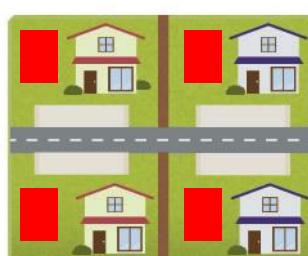
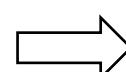
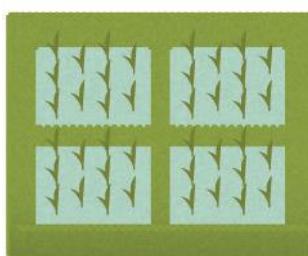
- ① 開発業者等
事前申請 (P.2~)
許可申請 (P.10~)
- ② 開発業者等
施工
施設の設置
- ③ 開発業者等
工事・検査完了(P.27~)
- ④ 開発業者等
販売
- ⑤ 開発業者等
引継ぎ先等
維持管理



○対策施設を各住宅に設置する場合

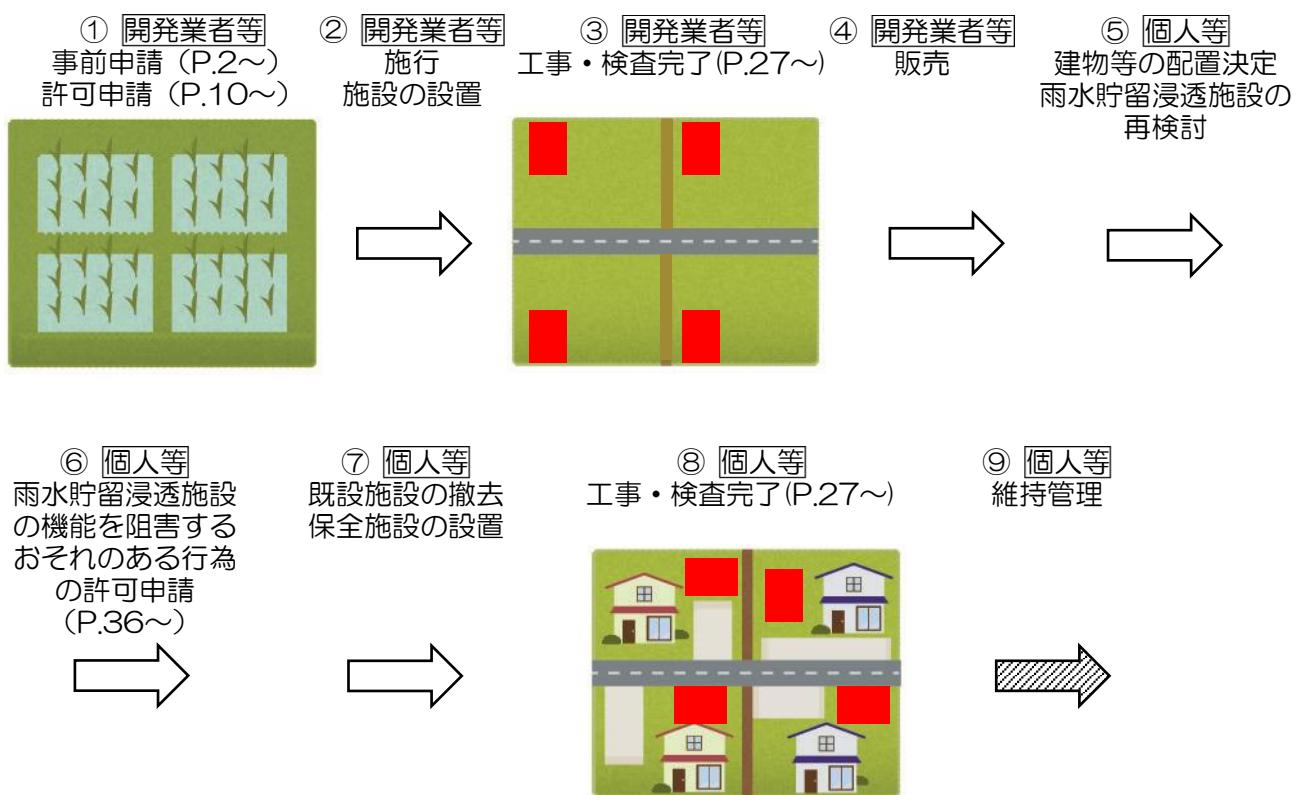
→個人等に引継ぎ

- ① 開発業者等
事前申請 (P.2~)
許可申請 (P.10~)
- ② 開発業者等
施工
施設の設置
- ③ 開発業者等
工事・検査完了(P.27~)
- ④ 開発業者等
販売
- ⑤ 個人等
維持管理



分譲住宅で売建住宅（各住宅に対策施設を設置）の例について

- ① 開発業者等 開発面積に応じた雨水貯留浸透施設の検討・申請
(例：当初、簡易的な対策等による仮施設で検討・申請)
- ② 開発業者等 開発施行と同時に施設の設置
- ③ 開発業者等 検査
- ④ 開発業者等 販売（土地、施設の引き渡し）
- ⑤ 個人等 建物等の配置決定および雨水貯留浸透施設の再検討
- ⑥ 個人等 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可申請
- ⑦ 個人等 既設施設の撤去および保全施設の設置
- ⑧ 個人等 検査
- ⑨ 個人等 維持管理



※売建住宅で、まとめて1箇所に設置する場合は、前例と同様の考え方となる

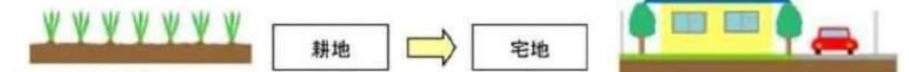
Q & A

全般**Q 許可の対象となる雨水浸透阻害行為とは？**

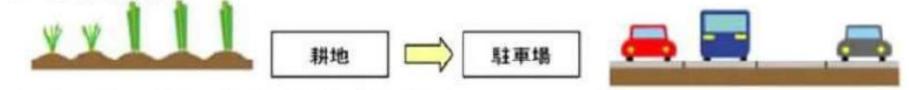
特定都市河川流域内で行う「土地から流出する雨水の量を現状より増加させるおそれのある行為（雨水の浸透を妨げる行為）」のうち、 $1,000\text{m}^2$ 以上のものをいいます。

＜具体例＞

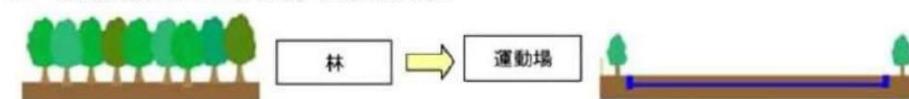
1. 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



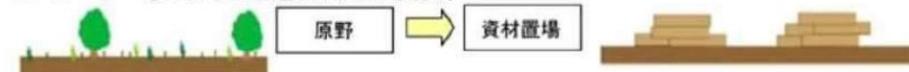
2. 土地の舗装



3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置



4. ローラー等により土地を締め固める行為



※「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場

Q 宅地やその他の土地の形態はどのように判断するのか？

登記簿に記載された地目、現地写真、航空写真などにより判断します。

また、P.59～60 に「土地利用の判別方法」を掲載していますので参照してください。

Q 太陽光発電施設の土地の形態、流出係数は？

太陽光発電施設は、工作物に含まれるため「宅地」に該当します。

流出係数は 0.9 となります。

Q 雨水浸透阻害行為の対策工事とは？

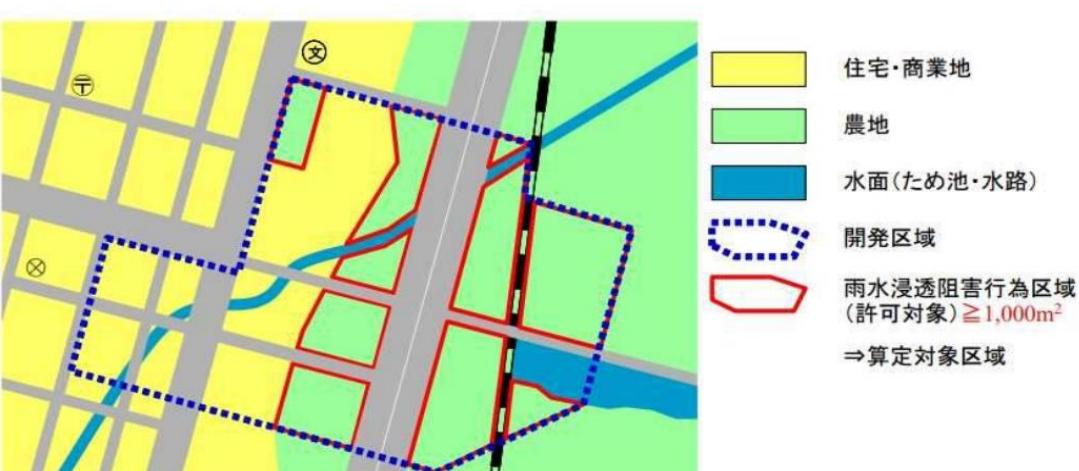
雨水貯留浸透施設（地下貯留施設、透水性舗装、浸透トレーンチ、浸透マス等）を設置する工事です。

Q 対策工事等を検討する際の参考文献等はあるか？

「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工に係るマニュアル」を参考にしてください。

Q 他法令（都市計画法等）の開発許可申請は不要になるか？

他法令と特定都市河川浸水被害対策法の双方が該当する地域においては、それぞれ許可申請が必要となります。

Q 他法令（都市計画法等）で必要となる調整池は双方の設置が必要なのか？
他法令（都市計画法等）での対策工事の規模を比較した上で、規模が大きい方を適用します。
Q 指定の際に着手している行為は許可が必要となるか？
法第3条の規定に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において、次のいずれかに該当する行為は、許可を要しません。
<ol style="list-style-type: none"> 1) 既に工事に着手している行為 2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの 3) 事業採択されている等、既に事業化されている行為 4) 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの
Q 許可権者は誰か？
久留米市内の特定都市河川流域での1000m ² 以上雨水浸透阻害行為に関しては、久留米市長となります。
Q 許可手数料は必要か？
必要ありません。
Q 雨水浸透阻害行為をする土地の面積はどのように算定するのか？
宅地等（宅地、池沼、水路及びため池、道路等）については、既に雨水の流出率が高くなっている土地として、当該土地における行為は許可の対象となりません。 以下のケースでは、赤枠内の農地が雨水浸透阻害行為区域となります。なお、面積は鉛直投影面積です。
 <p>Map illustrating the calculation of the area subject to rainwater infiltration restriction. The map shows a grid of streets with various land uses: Residential/commercial areas (yellow), Agricultural land (green), Water bodies (blue), Development areas (dotted blue line), and Rainwater infiltration restriction areas (red outline). A legend on the right side provides the key for these categories and identifies the red outlined area as the '算定対象区域' (calculated target area).</p>

Q 1,000m²以上のエリアを複数年（1,000m²未満）に分割して工事する場合は対象外となるか？（許可の申請単位）

「一体の開発行為とみなす範囲」については、「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準（久留米市都市建設部都市計画課）」を準用するものとします。
（「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工に係るマニュアル」 「2-5 行為区域と一体の開発行為の定義」参考）

Q 開発行為では必ず雨水貯留浸透施設の設置が必要か？

1,000m²以上の雨水浸透阻害行為を行う場合には、雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。

Q 何を基準に対策工事の規模等を検討するのか？

基準降雨が生じた場合について、雨水浸透阻害行為後の流出雨水量の最大値を行為前の値まで抑制する検討を行うことになります。

Q 対策工事を事業区域外で実施してよいか？

対策工事（浸透施設や貯留施設の設置）は、雨水浸透阻害行為を行う土地の区域内又は当該区域に隣接する土地の区域内において行うことを原則としています。

Q 事業区域内ならどこでも対策工事を実施してもよいか？

対策工事により、従前の下水道の排水区域、流出先の河川の集水域等の変更が行われないことを原則としています。

Q 雨水貯留浸透施設の維持管理は誰が行うのか？

施設の機能の保全を図ることが可能となるよう、施設の所有者または管理者が適切に維持管理を行うことになります。

Q 雨水浸透阻害行為の内容が変更となる場合はどうするか？

雨水浸透阻害行為の内容が変更となる場合は、軽微な変更を除き、変更の許可申請が必要となります。なお、軽微な変更は、対策工事の着手予定日又は完了予定日の変更に限られます。

Q 工事完了検査は誰が行うのか？

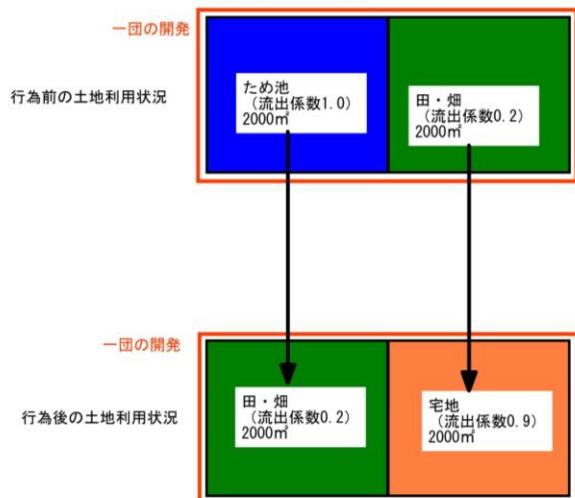
身分証明書を携帯した、久留米市の職員が行います。

Q 標識の設置は誰が行うのか？

久留米市内の特定都市河川流域での 1000 m²以上雨水浸透阻害行為に関しては、久留米市長となります。

Q 行為前は、ため池の場所を行為後に田・畑にし、行為前は田・畑の場所を行為後に宅地にする、一団の行為を行う場合、全体での流出量は増えないため、対策施設は必要ないと思われるが、雨水浸透阻害行為の許可申請は必要か？

特定都市河川浸水被害対策法第30条及び特定都市河川浸水被害対策法施行令第6条により、雨水浸透阻害行為をする土地の面積が1000m²以上であるものについては許可を受ける必要があるため、許可申請は必要となる。（対策施設は不要）



事前相談・許可申請に必要な書類（様式、図面、資料）について

Q 様式-A, Bに入力する面積の単位・有効数字は？

面積の単位は「m²」で、小数第4位（1m²）まで入力してください。

Q 様式-Eは、どの部分を入力するのか？

様式-A, Bを入力すると自動で計算されるため、数値入力の必要はありません。

Q 様式-Fはどのように作成するのか？

詳細については、「雨水浸透阻害行為の許可申請（エクセル）」のシート「様式-F作成要領」を参照してください。

Q 様式-Hは何のために必要か？

設置する雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮・維持する必要があることから、維持管理計画を確認するために必要となります。

Q 図面、資料にはどの様な記載が必要か？

P.83～88の「様式チェックシート」に審査で主に確認する事項を記載していますので参照してください。

！！注意！！

雨水浸透阻害行為の
許可を受けずに行行為を行うと
6か月以下の懲役
または
30万円以下の罰金
に処されます。

※特定都市河川浸水被害対策法第85条第1項による